

参議院建設委員会會議録第八号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君

委員

齋藤 昇君
酒井 利雄君
西岡 ハル君
武藤 常介君
小笠原三男君
近藤 信一君
田中 一君
北 勝太郎君
村上 義一君

政府委員

建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省計画局長 町田 稔君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○日本道路公団法案(内閣送付、予備審査)

○道路整備特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件

(中野区内の土地区画整理組合問題に関する件)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(赤木正雄君) これより委員会を開きます。

過日の委員会におきまして、日本道路公団法案及び道路整備特別措置法案審議のために、参考人といしまして交通審議会委員長沼氏及び経済評論家木内氏の出席を求めることに決定いたしました。御両人とも都合によつて当日出席されません。つきましては、この両君を取りやめまして、富士銀行の調査部長長紅林茂男君の出席を求めたいと思ひます。なお交通審議会の方も、適当な人がありましたら、どなたか一人御出席願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(赤木正雄君) それから次に、県知事の方の一名はだれか適當の者を選定してという話でありまして、それで茨城県知事の友末洋治君の出席を求めることにいたしました。この点も御了承願ひます。

では、御異議ないとして、決定いたします。

○委員長(赤木正雄君) つきましては、これから日本道路公団法案と道路整備特別措置法案、この二法案について逐条審議を進めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(赤木正雄君) では、まず方法といしまして、日本道路公団法案から始めまして、このうちの各章ごとに逐次審議を進めたいと思ひます。御

異議ありませんか。

○委員長(赤木正雄君) では、さよう進めます。

○政府委員(富樫凱一君) 日本道路公団法案の条文の説明を簡単に申し上げます。

この法律案は、七章四十二条と附則十九条からなっております。

第一章は、總則でございます。日本道路公団の目的、法人格、事務所、資本金、登記、名称使用の制限等に関する事項を規定しております。

第二章は、日本道路公団の目的に関する規定でありまして、公団設立の趣旨を明らかにしたものであります。

第三章は、公団の事務所の設置について定めた規定であります。公団の主たる事務所は東京都に置くこととしており、従たる事務所は、建設大臣の認可を受けて、公団が必要と認める地に置くことができることにいたしましたのであります。公団発足のときにおける従たる事務所は、事業量から見まして、東京都、名古屋、大阪市及び福岡市になると考えております。

文であります。公団の資本金は、附則第九條の第二項の規定によりまして、公団が成立いたしましたときにおいて、現行の特定道路整備事業特別会計の所有する資産の価額から負債の金額を控除した額に相当する額が政府から出資されたものとされることになっております。その額は、昭和二十八年度にこの特別会計が一般会計から借り入れた十億十億円を加えて、十億三千六百万円ぐらゐと思われまゐります。

第五條は、公団の登記に関する規定であります。公団は、すべて登記をもつて對抗要件とするのは法人一般の通則でありまして、それによつたものであります。

第六條は、公団でない者は、日本道路公団という名称またはこれに類似する名称を用いることを禁止する旨の規定で、取引の安全をはかるための条文であります。

第七條は、民法の必要規定を公団に準用した条文であります。すなわち民法第四十四條の準用により、理事その他の代理人がその職務を行うにつき他人に加えた損害については、公団がその賠償の責めに任ずることになり、民法第五十條の準用により、公団の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする、すなわち東京都にあることになるのであります。この規定によりまして、公団に対する訴訟等につきましては、通常の管轄裁判所が定まるというふうな効果があるわけであり

以上が第一章の説明でございます。

○委員長(赤木正雄君) 第一章について、何か御質疑はありませんか。

○石井桂君 この第一条の目的の「道路の新設」という道路の中に、高架道路のようなものは含まれておりますか、どうですか。

○政府委員(富樫凱一君) 高架道路その他高速道路というものを考えに入れておきます。

○石井桂君 もし、そういうような場合に、都市の中に三階とか四階に當るような、つまり高架の下を建築物にするというふうなものの使用とか、維持管理とか、そういうことは、この公団の目的でありますか、どうですか。

○政府委員(富樫凱一君) 高架道路の下を建築物として利用し、その管理をするかというところでございますが、日本道路公団は、建築物を作る、またはその建築物を維持管理すること、これを、目的としたしておりません。

○石井桂君 都市では非常に地価が高いですから、だから、その高架道路を作るような場合には、下は必然的に、これに多少金を加えて、そしてその空間を利用するようなことを、だれでも考えられるのです。またそうしなければ、きつとその高架道路は私はベイシイといかないだらうと思ひます。だから、そういうことまで一緒に考えないと、道路だけ作って、路面は非常に地上から高いところにあつて、構造体で高いところに支持されておる、そういう場合に、有料道路にしても、それ

がなかなか償還できないのではないかと
という気がするので。そうすると、
少しの金を加えて、そこを人に貸すこ
とも併用すれば、償還も容易だろう
し、そういうような場合にこの道路公
団は、路面を単に作ってお金を取るだ
けでなくて、やはりその下の構造物を
生かして建築物に加工して、そうして
それから料金をとるといふようなこ
とをすれば、償還も容易だろうと思
うのですが、そういうことは全然考
えないのですか。

○政府委員(富樫凱一君) お話のよう
な構想はごもっともと考えますが、公
団は直接にそういう建築物を作りまた
管理するということは考えておらない
わけですが、高架道路の下を
利用するという面につきましては、こ
れは適当な利用方法があれば利用し
ていきたいという考えであります。

○近藤信一君 道路公団ができれば、
今石井委員が言われましたようない
ろんなことを公団でやられるわけな
んですが、今都市として非常に困つて
いるのは平面交差の所ですね。あれは
でも、市でも、非常に平面交差の問題
については、何とか立体交差にしよう
というところが、なかなか実現しない。
そういうことに対して道路公団はやる
ようなお考えはないのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 道路公団は
有料道路をやることにいたしております
が、都市内の平面交差の問題は、お
話のように、まことに解決されなけれ
ばならぬ問題ではございますけれど
も、有料道路としての確であれば、こ
れは公団が取り上げてやることになる
わけですが、小さなと申しま
すか、延長の短かい交差点を立体交差

に改良するような事業につきまして
は、公団は取り上げにくくはないかと
いうふうな考えておりますけれども、
有料道路としての確なものであれば、
公団がやることになりま。

○近藤信一君 橋梁の場合なら的確性
だということですが、都市なかかも
交通がひんぱんで、三十分ぐらいい
往生させられることがしばしばある
のですが、ああいう件なかでも、私は
有料にして、下の方に行くとか上に行
くとか、そういう構想ができれば、
もっと都市の交通というものが緩和さ
れるのじゃないかと、こういうふう
に私は思うのですが、そういう点も一
つ十分考えていただきたいと思いま

○政府委員(富樫凱一君) お話のよう
な場合につきましては、公団がやられ
るわけですが、適当な箇所
がございしたら実施いたしたいと考
えます。

○委員(赤木正雄君) ほかに御質疑
ございせんか。

○石井桂君 私は前に高架の場合だけ
考えましたが、トンネルを、地下道
を作らなければならぬような場合も、公
団の仕事の目的に入りますか。

○政府委員(富樫凱一君) 地下道のよ
うなもの、公団の目的に入ります。

○石井桂君 そうすると、何か今道路
局長のところで、そういう例を具体的
に考えられた例がございせんか。

○政府委員(富樫凱一君) まだ具体化
してはおりないのでございせんが、た
えば祝田橋の交差点などは、あれは
地下道を設けて高低交差にすべきだと
考えておりますけれども、ああいうも
のを実施することになりますれば、公

団が事業の目的にするわけであり
ます。

○石井桂君 ちょうど私が質問しよう
と思つたものを道路局長は答へられた
のですから、非常に敬意を表するわけ
で、道路局長の先見の明に敬意を表
するわけです。どうぞ、そういうお考
えがあれば、非常に望ましいことであ
ら、一つやる目的の中にお加え願ひ
たいと思うのです。ありがとうございます。

○委員(赤木正雄君) ほかにこの章
について御質問がなければ、次に移
ります。第二章。

○政府委員(富樫凱一君) 第二章につ
きまして御説明申し上げます。

第二章は、役員及び職員について規
定いたしております。

第八条は、公団に置く役員について
定めております。公団の役員として
は、総裁一人、副総裁一人、理事五人
以内及び監事二人以内を置くことに
したのであります。

第九条は、役員の職務及び権限を規
定した条文でありまして、総裁は、公
団を代表し、その業務を総理すること
になります。副総裁及び理事は、そ
れぞれ総裁の定めるところにより、公
団を代表し、公団の業務を分掌するこ
とになります。監事は、公団の業務を監
査いたします。

第十条は、役員の任期に関する条文
であります。総裁及び監事は、建設大
臣が任命することになります。副総裁
が任命することになります。理事は、
建設大臣の認可を受けて総裁
が任命することになります。

第十一条は、役員の任期を定めた条
文であります。役員の任期は四年で
ありますが、補欠の役員は前任者の残

任期間を任期といたします。また役員
の再任を妨げません。

第十二条は、役員の欠格事項につ
いての規定であります。役員の欠格事
由は、公団に対する監督上の立場、政
治上の中立の保持及び公団との取引
その他の利害関係者の排除という見地
から、具体的に列挙いたしましたのであ
ります。

第十三条は、役員を解任することに
ついて定めたものであります。役員が
前条の欠格事項に該当するに至ったと
きは、建設大臣または総裁は、それぞ
れその任命した役員を必ず解任しな
ければならないのであります。次に、役
員が、心身の故障のため職務の執行に
たえないと認められるとき、及び職務
上の義務違反があるときは、建設大臣
または総裁は、その役員を解任するこ
とができることにいたしましたのであ
ります。

第十四条は、役員の兼職禁止の規定
であります。役員は常勤であります
し、またその地位及び職務の公的性
格にかんがみまして、営利を目的とし
る公団の役員となつたり、あるいは
から営利事業に従事することを禁止し
たのであります。この規定に違反した
場合は当然、前条の規定により解任さ
れるものと考えるべきであります。

第十五条は、監事以外の役員の代表
権に対する制限についての規定であり
まして、公団と総裁、副総裁または理
事との利益が相反する事項について
は、これらの役員はすべて代表権はな
いものと、最も公平な立場にある監
事が公団を代表することとしたので
あります。これは副総裁及び理事は
総裁の任命にかかわりますので、連帯

することが可と考えられるからであり
ます。

第十六条は、代理人の選任に関する
規定であります。総裁、副総裁及び理
事は、地方支所の業務について支所長
を選任すること、その所掌する業務
の一部について代理人を必要とする場
合が考えられますので、この規定を設
けた次第であります。

第十七条は、公団の職員の任命に關
しての規定でありまして、公団の職員
は、総裁が任命することになります。

第十八条は、公団の役職員の特殊な
地位を定めた条文でありまして、公
団の有する公的性からいたしまして、
役員は、刑法その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事す
る職員とみなすことにしたのであり
ます。

以上が第二章の御説明でござい
ます。

○委員(赤木正雄君) 御質問はあり
ませんか。

○石井桂君 第十五条の説明のうち、
「公団と総裁、副総裁又は理事との利
益が相反する事項については」とい
うのは、具体的にどのようなことであ
るか。具体的例を説明をいただきたい。

○政府委員(富樫凱一君) 具体的に
は、用地の問題で、たとえば総裁の所
有地を取用するとかいうようなときに
起るわけではございませんか。

○委員(赤木正雄君) ほかに御質問
ございせんか。——なければ、第三
章に進みます。

○政府委員(富樫凱一君) 第三章につ
いて御説明申し上げます。
第三章は、業務でございまして、こ

の章では、業務の範囲及び業務方法書に關する事項を定めております。

第十九条は、公団の行う業務の範囲を定めた規定であります。公団の業務は、まず第一に、あわせて御審議を願っております道路整備特別措置法の規定に基づいて、有料道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を行うこととあります。第二は、公団の管理いたします道路にかかる災害復旧工事を行うこととあります。第三に、有料の自動車駐車場の建設及び管理を行うこととあります。第四に、以上の業務に付帯する業務を行うこととあります。次に、受託業務でありますが、これは、今まで申し上げました業務の遂行に支障のない範囲内で、国または地方公共団体の委託により、道路に関する工事または道路に關する調査、測量、設計、試験等を行うことができることにいたしましたのであります。

第二十條は、公団の業務方法書に關する規定であります。業務方法書は公団の業務執行の基準を定めるもので、公団は業務開始の際に、この業務方法書を作成して建設大臣の認可を受けなければならぬこととし、これを變更するときは建設大臣の認可にかからしめることにいたしました。

以上が第三章に關する説明でございます。

○委員長(赤木正雄君) 御質問ございせんか。

○近藤信一君 第十九条の第三に「有料の自動車駐車場の建設及び管理」云々と、こうありますが、これは有料の自動車駐車場を作るといふ建前でしようが、どういふ所に作るうといふお考えですか。

○政府委員(富樫凱一君) この三は、有料の駐車場を建設、管理することとございまして、有料の自動車駐車場は民間でもやっておるものがございますが、これは他の事業の付帯業務として行われる場合が多いのでございまして、企業の採算上からは大して有利な事業とはなっておりません。従つて、この民間の有料駐車場がほとんどできるといふことは期待できませんので、この公団が有料の駐車場も作れるようにいたしたわけでございまして、大都市における交通輻輳の度はずすまじしくなつて参りますので、自動車駐車場の設置というものは強い世論になつてきておるわけでありまして、そこで、そういう駐車場を作つて有料で管理していただくという業務を公団ができるようにいたしましたわけでございまして。

○近藤信一君 たとえば、外国にありますね、道路に有料の駐車場があるが、ああいうものの構想か、ガレージの駐車場か、どちらか兼ねるというふうなあれですか。その点。

○政府委員(富樫凱一君) これは両方ございまして、道路の付屬物としての有料駐車場も考へておりますし、また独立した有料駐車場も考へております。

○田中一君 第十九条の第五の受託業務、このうち「道路に關する調査、測量、設計、試験」ここで私は先だつても資料の提出を願つたのですが、設計とかあるいは試験というものはどのようなのを考へてやっておるのか。私は、日本の道路の築造といひますか、道路の構造等は、一元的な、日本の国土、日本の道路というものを、ある一つの目標というか、ある一つのテーマ

でもつて——各大学でもあるいは試験所でも、どこでもばらばらにやつておるような危険を多分に感ずるのです。

そこで、寒冷地の道路、それから暖かい所の道路、地盤等の軟弱な所か固い所か、いろいろ構造が違うと思う。こういうところをばんと条文に盛り込んで、こういうものでなくちゃ条文にならないのだということだけではいかぬと思うのです。そこで、設計とか試験とかいふ問題は、どういふ程度のものかどうか、構想のものとやろうとするのか、根本的な道路の構造というものを明らかにしてほしいと思うのです。それは公団がやるべきものは何十%含めるものか、あるいは研究所は何をするつもりか、あるいは文部省がこういう技術に対して研究費を出してやるのがたくさんございまして。こういう関連が学問的に、どの大学でどういふものを研究しているかというふうな点を明らかに説明してほしいと思う。

○政府委員(富樫凱一君) この第十九条の五号は、公団が委託を受けて実施いたします業務を書いてありますが、この中で、試験という項もございまして、これも委託を受けて実施し得るようになつておるわけでございまして。

ただいまのお話の道路に關する試験研究所につきましては、前回お求めがございましたので、資料を用意いたしておりますが、次の委員会には提出できると考へております。

お話のように、道路の構造につきましては、非常にたくさん問題があるわけでございます。根本的には、寒冷あるいは暖かい所のその気象条件のいかんによる問題もございまして、また土質のいかんによるという問題もござ

います。ただいまは建設省の機関として、ましては、土木研究所がこの試験研究をいたしておりますが、また各地の大学におきましてもこれらの問題につきまして研究を進めておるわけでございまして。まあ大学においての試験は、今調査しておるところでございまして、たとえば寒冷地の道路の問題などは北海道大学などが非常に熱心に研究を進めております。また土質の問題につきましましては、各大学においてそれぞれの構想によつて研究を進めておりますが、これらの点は、資料にいたしまして、次回に御説明させていただきますと思ひます。

○田中一君 日本の行政機構というものは当然、研究なら、一つの道路なら、構造上の研究なら研究はどこでやつてもかまいませんけれども、ばらばらな思ひつきの研究をやるとなるとたくさんあるのです。私はかつてここで技術尊重論をいへんぶつたことがございまして、ただ、何といひますか、逐条説明では研究という文字を取つてありますけれども、本文では研究というのが入つておる。研究も、むだな金を使つてばらばらに研究をするよりも、たとえば土木研究所で三〇%進んでいる研究があるならば、また一から公団が始めるよりも、土木研究所の三〇%から出発するところの研究をともしてもいいと思ひます。

そこで、私はせんだつても伺つたように、日本の道路構造というものはどういふところに結論づけているのか。むろん学問ですから、日進月歩するものと思ひます。思ひますが、一応の、一つの、今日の段階ではというものの結論があるはずなんです。あるからこ

そ、今日の道路構造というものは実施されてゐるものと思ひます。研究というものは公団が持つ必要はないと思ひます。金があればまた、研究所を持つても、そういうことになるでしようけれども、そういうものよりも、こういうものは、少くとも土木研究所は土木研究所にまかしてしまふ。そしてこちらからこういうものを研究してくれという注文を出すということではないかと思ひます。どの大学でも、どの研究所でも、どの地方庁の間でも、こういうものを持つておるのですよ。公団はこんなことをする必要はないと思ひます。

それは施工したものの試験は必要です。しかしながら、研究までする必要はないと思ひます。研究はおのずからその研究を専門にやつてゐる土木研究所なら土木研究所に頼めばいいと思ひます。私はこういう点は、住宅公団にいたしまして、道路公団にいたしまして、ただこういう点を書きやいのだといふつもりだけでは、とても私は納得しないのです。

なぜ、ここに、逐条説明には研究という文字を抜いてゐるのか。本文にはちゃんと「研究」とあります。どうもこういう点が納得できないのですが、ね。もしも金がなければ、研究所でも建てようというつもりなんです。道路公団は。

○政府委員(富樫凱一君) 逐条説明の方は「試験等」といたしまして、研究は入れておりましたが、これは公団の業務として、委託を受けて研究する場合もあり得るわけでございまして、その意味で「研究」を入れておるわけでございます。お話のように、相当の研究をしなければならぬ、機関にお

いても、経費においても、相当の研究をするというようなことは、この公団が委託を受けてやる研究の中には考えておかないわけではございません。土木研究所等で研究いたしておりますので、それらのものについては公団が委託ができることに建設省の設置法を要えておりますから、そういったものは研究所の方に委託したいつもりでございます。

○田中一君 それでは、何ですか、こういう系列を踏むことが法律の立法上の作文としては、何というか、見合うというか、調子がとれているという意味で、書いたのか。私は将来公団が剰余金でもどんな出でくるようになること、自分でもって研究所をやるといふことになるかもしれない。こういうことはやめてほしいということなのです。それは現在実施するための研究は当然しなければならぬのでしようけれども、よそから委託されてまでも研究所を作ったりなんかするということも考えられるのです。今あなたは小規模な研究とか何とかというようなことを言っておりますけれども、大規模な研究所設立も考えられるのです。はつきり、ちゃんと、そういうものは自分で受けないのだという方が、もっとすっきりするわけです。どう考えています。

○政府委員(富樫一君) まあ形の上からこう書けばよろしいというつもりで、書いたものではございません。試験をいたした結果、その結論が必要になる場合でございます。それらのことはやはり研究に属することではないかと考えるわけでございますが、この第五号は、そういう委託があった場合に

やるわけでございますして、公団の本来の業務とはしておらぬわけでございます。

○田中一君 まあ見解の相違ならやむを得ませんけれども、すべてこういうものに、新しい公団や営団を作っちゃ、国家機関としてりっぱに持つておる機関というのを無視して、また同じような屋上屋を架するような研究所を作るといふことに對しては、不満なんです。そんなむだな費用があるならば、土木研究所の方に相当予算も流して研究させれば、もっといいものが研究されると思うのです。成果が上るものと思うのですよ。

もう一べん伺いますが、どういう程度の規模のもの、それから将来土木研究所より以上に委託を受けるとするならば、土木研究所よりもすぐれたスタッフと施設と予算を組まなければならぬのです。公団がどういふ研究所を作るか知らぬけれども、少くとも今日国家機関として土木研究所があつて、鋭意道路の研究をやっておるのです。にもかかわらず、ここにまた公団に道路研究機関を持つということになる、私はむだだと思ふのです、そういうことは、ただ自分の方でしない、委託してするんだというならば、委託はどうぞ、土木研究所に委託すればいいのです。こういうところに非常に危険を感じるのです。日本道路公団の役目というものは、こんなものじゃないのです。これは委託費をもらつてやるのだから金がかかぬとおっしゃるけれども、それを研究するには、それだけのスタッフと施設と、それから維持する予算がなくては、できないのです。日本道路公団の趣旨はそういうもの

のじゃないのです。だから、資料を出せというのですよ。同じようなテーマで各大学が研究したり、国が研究したり、また公団が研究したり、前進はちつともしていかない。こういうところにむだがあると思うから、資料の提出を要求したのですが、あなたはこの次の委員会に出すとおっしゃっているけれども、私はこの研究というものはどういふ限界のものをやろうとするのか、伺いたいのです。実施に伴う研究、試験程度のこととは、これは研究じゃなくて、これは当然すべきことなのです。日常が研究なのです。日本道路公団の実施面というものは、あらためてここに研究というものをやるため、今言つ通り、五十人、百人をかかえた研究所も想定できるのです。すべてこういう外郭団体的なものをやる、そこにまたむだがあるのです。ね。どういふ程度のものを考えておるのか。

一体、土木研究所より以上の研究をしようとするならば、土木研究所よりも以上のスタッフと、施設と、金を持つたなければならぬということ、明らかなんです。どういふものをやるつもりなのですか。

○政府委員(富樫一君) 御説明が足らなかつたかと思ひますが、この第五号は、業務の遂行に支障のない範囲内で研究の委託を受けるようになっております。受けられることができるようになっておるわけですが、研究所というやうなもの、公団が作るということ、は考えておりません。本来の業務といひましては、この一、二、三に掲げた業務でございますが、しかし委託を受けた方が都合がいい場合があり得る

わけでございます。たとえば有料道路をこしらへ、それに付帯した他の道路の工事が起るという場合には、公団が委託を受けてやつた方が便利に早くできることもあらうということも考えておるわけでございますが、その工事に伴ひまして、また試験とか研究とかの委託を受けた方がいい場合もあり得るわけでございます。ここにいう研究というのは、研究所を設けて大がかりにやるということとは考えておりませんで、試験に伴う研究があり得るわけでございますので、その意味で研究ということをおつておるわけでございます。

○田中一君 それでは、研究する部門というものは、何人くらいか、定員で、どのくらいのもの、を想定されて、これを載せたのですか。将来の問題もありますから、明らかにしていただきたいです。また公団がたとえば、何というか、中央道でも作るために、これを公団がやるのだときまつた場合には、ここでもって二百人、三百人の優秀な技術家、学者を集めて、研究をやるといふことになるかもしれない。そういう点でもって、どういふ構想で委託を受けてやるか。それは設備とそれから研究員がいなければ、頼んでこやしな。またそんな部門がないということに、頼むのは——これは日常の仕事なんです。あらためて研究ではない。実施面に携わる者は日々が研究なんです。ここを最初から僕は心配して居るんです。研究というものを入れるとすると、五十人、百人の研究員も建てられるということになるんですよ。それでわれわれの常に主張しているところの簡素化しようというものと全然

逆コースにいく。ことに学者というやつは、道路工事なんていうものに対しては、森豊吉君のように、弾力性のある道路がいいと言ふ学者もあれば、あるいはかたい、こちこちのコンクリートの道路がいいと言ふ者もあるんですよ。今でも構想の問題としては、建設省は土木研究所の一つの結論によつて実施しておりますけれども、いろいろ問題がある。今のような鉄輪の車ではなくて、ゴム輪の——ゴム輪というより、空気の入ったゴムのタイヤで走っている道路ですから……。またここに道路公団が変な研究所を持つという危険が多分にあると思う。はつきり言つて下さい。

道路公団の方は研究員が何人おつて、どのくらいのものを受けるといふことなのか。あるいは日常実施面においてやる範囲のものならば、これは人も何も要りません。現場についておる者、あるいは設計する者即研究員で済むわけですから。どういふ規模のものを想定しておるか。またそういうものはスタッフでないならば、何も地方公共団体が道路公団なんかに関心やしない。ちゃんと国の機関があるんですから、国の機関へ持つていきま。私はこの逐条説明に「研究」を落したの、故意だとは思ひません。故意だとは思ひませんけれども、私はこの法律が出るときに最初から心配するのは、それなんです。だからこそ、資料の要求もしているんです。どういふ規模のものを持とうとするのか、明らかにしていただきたい。人間がどのくらいで、どういふ研究室を持つて、どういふ程度のものをやるか。一つのワタを、こういうものを作りますと、お

めております。公団の事業年度は、般の例にならって、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終ることにいたしております。

第二十二条は、公団の予算等の認可に關する規定であります。公団は毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬことにいたしてあります。建設大臣の認可を受けるのは、通常事業年度の開始前でありますが、初年度は年度途中でありますので、附則第八条に経過規定を設けて、昭和三十一年度は、公団の成立後、遅滞なく

く、予算等を作成して建設大臣の認可を受けることにいたしましたのであります。

第二十三条は、公団の決算についての規定でありまして、公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならないこととしておられます。

第二十四条は、公団の経営の突進を把握するための財務諸表に関する条でありまして、公団は、毎事業年度、財

産目録、貸借対照表及び損益計算書などの財務諸表を作成して建設大臣の承認を受けることにいたしております。第二項及び第三項は、財務諸表の添書類及びその公告方法についての規定であります。

第二十五条は、公団の経営上の利益及び損失の処理の仕方について定め規定であります。

第二十六条は、公団の借入金及び団の発行する道路債券に関する規定

あります。公団は、建設大臣の認可を受けて長期または短期の借入金をし、あるいは道路債券を発行することが

することにいたしております。第二項及び第三項は、短期借入金金の借りかえに関する規定でありまして、第四項以下は、道路債券に關して、債権者を保護するために先取特權を認める等の規定及び債券發行事務の委託等について規定したものであります。

第二十七條は、公団に對する政府からの資金の貸付及び政府による道路債券の引き受けに關する規定であります。

第二十八條は、道路債券の元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証することができ旨を規定しております。法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律第三條の規定によりまして、政府は会社その他の法人の債務に對する保証契約をすることが原則として禁止されてゐるのであります。が、本条はその特例といたしまして、国会の議決を経た金額の範圍内において、道路債券の元利について保証することを規定したものであります。これによりまして公団の民間資金の導入は円滑に行うことができるものと考へております。

第二十九條は、公団の長期借入金及び道路債券の償還計画に關する規定であります。この償還計画は最も公団の経営上重要なものでありますので、建設大臣の認可にからしめております。

第三十條は、公団の行う業務に要する経費について、政府がその一部を補助することができる旨を規定したものであります。補助の対象となりますのは、第十九條に規定いたしております公団の業務のうち、第一号及び第二号、すなわち、公団の行う有料道路の

新設、改築、維持、修繕その他管理に要する費用及び公団が管理する有料道路の災害復旧工事に要する費用につきましては、その一部を政府から補助することができるとにいたしましたのであります。

第三十一條は公団の業務上の余裕金の運用に關する規定であります。公団の業務上の余裕金の運用は、その安全性を確保する必要があるもので、国債の保有、銀行への預金または郵便貯金に限定したのであります。

第三十二條は、公団の役職員の給与及び退職手当の支給の基準に關する規定であります。公団がこの給与及び退職手当の支給の基準を定め、または変更しようとするときは、建設大臣の承認を必要とするにいたしました。が、その理由は、役職員の給与及び退職手当の支給の基準が公団の経営採算上重要なものであるからであります。

第三十三條は、この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定めることにしたのであります。この省令は予算、事業計画、資金計画、財務諸表及び決算の作成、執行等に関する事項、その他財務及び会計の細部の手続事項について規定する予定であります。

以上が第四章の説明でございます。○田中一君 公団にした理由はどこにありますか。

○政府委員(富樫凱一君) 公団にいたしましたのは、全額政府出資でございまして、また民間資金も入れて事業をするというところでございまして、公団にいたしましたわけでございまして、住宅公団その他の公団と同様の趣旨に出た

ものでございます。

○田中一君 公団が発行する道路債券、これと国が発行する公債とは、実態においては差がございませうか。

○政府委員(富樫凱一君) 一般の公債と道路債券とは差があるわけでございまして。道路債券におきましては、これは有料道路の料金で返していくわけでございますが、一般の公債は、一般の税金で返していくことになるわけでございまして。

○田中一君 税金で返そうが、有料道路の料金で返そうが、返す金には、金という兌換券、これには差異がございませうか。

○政府委員(富樫凱一君) 金には差がないわけでございまして。

○田中一君 もし、ほんとうに国がこの道路整備の重要性を考へてゐるなら、道路局長が、あなたの手元でもって公債を発行してもらつて、それを府県の有料道路に貸すことも可能なんです、金がないというならね。いいですか、税金でも道路を作つてゐるんです。

国民の預託したところの金でも道路を作つてゐるんです。御承知のように、預金部資金からも出してゐるでしょう。それから公債を発行して、その金で作つてもいいんです。従つて、なぜその民間資金の導入——民間資金の導入というの、公債でも民間資金の導入なんです。公団が与えられた権限で出すところの道路債券でも、民間資金の導入なんです。それから銀行等がやつてゐるところの銀行債券、これも民間資金の導入なんです。商工中金でやつてゐる商工債権も、これも民間資金の導入なんです。民間資金の導入、民間の金を集めるということに対しては、

何ら差異がないんです。従つて、その違いはどこにございませうか。有料道路の料金で返そうとするには債券でなくしてはならないという点は、どこから生まれますか。

○政府委員(富樫凱一君) 道路公団の行う事業に要する資金を、道路公団が有料道路から上る料金で返していこうということにございまして、この償還していくのは道路利用者から償還していくということにございまして、その辺に違いがあるのではないかと考へます。

○田中一君 どうも要な答弁で、関門隧道は、初期は国が出してございまして、現在では有料道路の構想でもって、預金部資金といひますから出るように思つております。これですら、有料道路でもってこれを返していこうという構想だつたはずですね。それを確認して下さい。

○政府委員(富樫凱一君) お話の通りでございます。

○田中一君 そうすると、道路債券を発行するには、公団でなくてはならぬという理由にはならない。国が、道路債券という形の内容を持ったところの公債を発行しても、できる。私はそう思うんです。またその公債を税金で払わなければならぬという理由もないんです。国が道路利用者から料金をとつて、国庫に入れる。金にはマークがついてございませうから、同じような金になる。それでもって償還していくことは可能ではないですか。あなたはさつきちよつと変なことを言つておりましたが、それは可能なんです。有料道路の料金というものを国庫に納める、そうしてその見合つたものだけを、かりに公

債を発行したその分を償還してもいいと思ひます。ちつとも実態は變つていないんです。

なぜ公団にしなければならぬか。道路整備のためには、なぜ公団にしなければならぬかという根拠が、民間資金の導入という点だけでは非常にあるまいであり、かつ、弱いんじゃないかと思ひますが、もう時間が無いから結論を申し上げます、一万田大蔵大臣が公債を発行しないと言つた、その言質をいかにして合理化しようかといふところにあるんじゃないかと思ひます。しかし、そういうことは、一兆円の予算のワケ内と言つておつたところが、もう昨日の補正予算でそれを突破してゐるということもあるんです。だから、公団を作るなんというところは、實際のところはナンセンスなんです。公団を作らぬでも、国が直接できるんです。無料公開の原則であるところの、国が管理する道路というもののから、これを利用する利用者から料金をとるといふ、その例外的なあり方を認めるならば、できるんです。私はこういう公団にしなければならぬという点が非常にあいまいだと思ひます。これはまあ道路局長に聞くべきものでないけれども、建設大臣に聞いた方が早いかもしれません、こういうところは、その根拠をもつと明らかに、明快に、なぜ道路公団にしなければならぬかということを示すかにかいていただきたいと思ひます。今のような程度じゃ、答弁になりません。

○政府委員(富樫凱一君) この公団にいたしましたのは、単に民間資金を導入するということだけではないわけでございまして、この公団が有料道路を

総合的に運営しようというところに、
公園の意味があるわけでございます。

目的に「管理を総合的かつ効率的に行
う」ことにいたしておりますが、工事
の面からいいますと、これを公園が総
括して行うことによって工事の実施の
緩急よろしきを得る、また経済的に工
事を進行せしめることもできる。また
資金の面におきましては、公園で一括
して経理いたすことによって、資金の
性質に応じて、適時適切な運用をい
たすことができるという点で、
企業体の特色を発揮することができ
るわけでございます。こうすることによ
りまして、建設のコストの低下もはか
ることができると考えております。さ
ら、公園を適当と考えた次第でござい
ます。

○田中一君 総合的な運営は、今あ
たの、ると並べたようなお題目とい
うものは、国がやることによって、一
番完全にできるんです。国がやるこ
とによって、一番国民も納得するん
です。あなたが今効率とか何とか言
けれども、では、役人というものは無
能力でもって、悪いことをすることな
るんですか。なぜ、公園にすればその効
果が上り、いいということの定義が生
まれてくるんです。はなはだこれは国
家公務員に対する自分で自分を非難す
る言葉になるんじゃないんですか。私
は国がやることによって一番効果が上
る、総合的な運営ができるという強い
信念を持っています。国がやること
によってこそ、初めて国民も納得し、
資金の面につきましても、運営の面
につきましても、研究の面につきまし
ても、さつき言ったような土木研究所
も、職員する、あらゆる機関を動員する、

そうして総合的な運営効果を上げるに
は、国がすることが一番大事なんです
。国がする以上いいことはござい
ません。あとは私企業的な、資本主義
社会におきましては、いかにしてもう
けようかという利潤追求のために、あ
るいは国より以上のものと効果の
上る証明をする場合もあるかわから
ないんです。工夫する場合もあるかわ
からないんです。しかし現在の段階で
は、私は国がやることによって一番の
効果が上り得るんだというように、僕
は強い信念を持っています。民間
間資金を導入するばかりでなくて、総
合的な運営が公園によってこそ初めて
達せられるんだという根拠を、明らか
にしたいでございます。

○政府委員(宮腰一君) 先ほど申し
上げましたような理由でござい
ます。この公園は独立採算制をとって
おります。で、企業を良好に維持管理し
て参りまして、収入を増加させ、この
公園で独立採算をとっていくという必
要がございまして、やはり公園のよ
うな形が必要であらうと考えてます。

○田中一君 独立採算制をとるから、
いい運営ができるとおっしゃいます
か。そうすると、あなた方は国家公務
員として、あなた方が使っていること
の公共事業費というものは、むだに
使っているんですか。独立採算制をす
ればいい結果が生まれるということ
を、のめめと国家公務員であること
の道路局長が口にするなんというこ
とは、はなはだもってこれは問題だ
と思うのです。国家公務員が公共事業費
を完全に使うことがうまくない、独立
採算制の公園を作れば非常にうまく運

営されるなんていうことになる、こ
れは国家公務員に対する冒瀆ですよ、
これは。そういう言葉を局長から聞く
とは思わなかったです、実際。あなた
方は自分の相当たくさんな事業費を
持っている、これを地建においてやら
している。自己否定ですよ。国がやっ
ているところの公共事業費の施行とい
うものに対する、それを否定し、それ
を冒瀆するということとは、国家公務
員の局長から聞くとは、はなはだおも
しくないです。私はそんなものじゃな
いと思うのです。なぜ公園にしない
れば円満な運営ができないかという論
拠というものは、そんなものじゃない
と思うのです。もし、そんなものであ
るとするならば、あなた自身が自分を
冒瀆し、自分を否定し、ひいては国の
公共事業費をきめておられます。その
国会をすら否定する言動です、それ
は。それは不謹慎きわまると思う。私
はそういうものじゃないかと思う。なぜ
公園にしないければならぬかというこ
との論拠が、理由が明らかでないん
です。今局長の言った二つの問題
は、自分に対する冒瀆ですよ、これ
は。あなたはなんですか、国家公務員
が、国の機関でもって道路の整備を
する、円満な運営ができない、総合的な
効果が上らない、だから公園を作
って、公園でやらせろんだというこ
を、言ったわけですね。先ほど言ったよ
うに、予算が、民間資金の導入というこ
とは、何も公園だからできるのだとい
うのではございませんといいまして、その
問題だけはあなたに否定しました。こ
ういう点は大事な問題ですよ。日本道
路公園を作る作らないのポイントで
す。もう少し明快に、国民が納得する

ような形でもって、説明して下さい。
ましてや、これによらなければできな
いのだというようにすることになります
と、あなた方の自己否定ですよ。

○政府委員(宮腰一君) 説明がまず
くて申しわけございませんですが、有料
道路を管理する点からいいますと、有
料道路は料金をとる道路でござい
ます。そこで民間資金も入れて、民間資金を
入れるということとは、これは国の経営
ということにはなっていないわけ
でございます。やはり公園を設けて民間資
金を導入した方が都合がいいわけ
でございますし、またこの公園を設けて有
料道路を総合的に運営するというこ
とは、これはやはり採算をとっていく
ければならぬ関係から、公園のよう
な組織でやるべきものであると考
えてございまして。公共事業費の方は、
それじゃ、採算ということとは考えな
くてもいいということ、私は申し上げ
ておるわけではございませぬが、有
料道路という特別の道路をやるわけ
でございますから、こういう形で運営
した方が最も適当であるというふう
に考えておるわけでございます。

○田中一君 こういう形がいいとい
う根拠が薄いというのです。どうして
も公園にしないければならぬんだとい
う根拠を、明らかにしてほしいです。現
にやっているじゃないですか。こと
に、あなたは、道路というものを
作って、そうして料金というものは何
かといいますと、勝手にきめるのです、あ
なたの方。それは当然採算が合います
よ。これは一億かかった、これは二
十カ年やって、そうして何百人の人
間を使つて、これに月給も払い賃
もやつて経営をするには、料金をこれ

けにするのだといつて、料金は一方的
にあなた方がきめるのです。当然採算
が合いますよ。自分の方で料金をき
めるのだから、合いますよ。ほかの商
と違ひますよ、競争者がないのだから
。並行道路が二つあった場合、同じ
ような道路があった場合には、安い方
を通りますよ、安くして便利な方を。勝
手に料金をきめて、採算が合わぬとい
うようなことは、ありやうがない。ナ
ンセンスです。

もう少し私は、あなたに申し上げま
すが、大臣呼んで下さい。大臣に
これを聞かなければならぬ。おそ
らく大臣もわからぬと思うが……。実
際、なぜ日本道路公園にしないければ
ならないかという根拠が明らかでない
のです。なぜ国がやらないのだ。あ
なたがいろいろと説明しておる逐条説
明した問題は、ことごとく国がや
つても可能なんです。私は国がや
つた方がりつぱなものでござい
ます。せんだって建設大臣の御
答弁がありましたから、無料公開の
原則は言いません、今のところは。国
でやった方が安いものができる。また
公債を発行すれば、民間資金の導入も
微々たるものです。料金を国に入れ
ることも当然できます。なぜ国家公務
員の事業が悪くて、こうして公園とい
うことになるのか、私には了解できな
いのです。おそろしくここにいらっし
やるところの同僚の議員も、あるいは
与党の方々も、今のような説明だけ
は満足せぬと思う。なぜ日本道路公
園などにしないければならぬのか。

政治的に割り切ればいいのですよ、
割り切つてくれれば。大蔵大臣が公債

を發行せぬと言つたものだから、何とかして民間資金を入れなければならぬが、どうにも方法がない。だから、しようがない、こうした形でやるのです、といつて答弁してくれば、これはまああなたの方の分野でなくて政治的な分野だから、それも無理なところ、こう思ふのです。この間の建設大臣の答弁でも、こっちが答弁を教へてゐるやうなものです。あなたの方にも答弁教へます。こういう資金難であるから、一属僚であるところの私には何とかいたしかねます、ただ竹山君の生み放しの卵がこれでなければいかぬというから、これを作るのです、という答弁ならば、これは私も承せざるを得ない。けれども、国家公務員であるあなたの口から今のような説明では、国民は納得しません。あるいは頭がつかへてゐるのだ、菊池技監がいては、人がつかへていて困るから、何とかしてこれを追い出さなければ困るからやるのです。あるいは、どうも現業官庁の国家公務員が多過ぎる、何とかこれをさばかなければ困る。三十一年度予算では一割だけ人間を減らさなければならぬから、こんなものでも作つて大量に送り込もうとか、何でも説明する条件がたふさんそろつておるでしよう。(笑聲)そういう割り切つたもので説明しなければ、この問題をはつきり説明する理由にならないのです。

【速記中止】

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて下さい。

○田中一君 ここに「役員及び職員」と出ていますが、役員にどういふ形の人を選ぼうとしておられますか。総裁は建設大臣がきめなければならぬのではありませんか。総裁はきめなければならぬのではありませんか。給与の問題があるから何うのです。役員の給与とかなんとかいふことがここにあるでしょう。だから、何うなのですが、住宅公団における加納総裁か、あるいは方々を総裁に選ぼうという考えなのか。これはどういふ考えを持てゐるのですか。答えられなければ、答えられないと答えて下さい。そして八十億の事業を行うために、構成員は何人くらい想定してゐますか。それから公団の経費というものは、どういふ形で生み出そうとするのですか。それからもう一つ、公団に従事する職員というものは、どこから求めようとなさいますか。

○政府委員(富樫一君) 総裁につきましては答えできません。それから人数の問題でございますが、ただいま考えておりますのは、およそ八百名くらいにならうかと考えております。それから公団の経費はどうして生むかといふことでございますが、これはさういふ経費も含めて、三十一年度は八十億。それから職員をどこから採るかといふことでございますが、現に料金を徴収しておりますところは、その人間を公団に入れる考えであります。それからその他の構成人員につきましても、建設省及び県並に民間から、選

んで入れる考えてございます。

○田中一君 三十一年度の道路予算の案は、三十年度に比べてどうなつておりますか。

○政府委員(富樫一君) 三十年度は、道路整備費といひまして二百六十三億でございます。三十一年度が三百二十七億でございます。

○田中一君 この中には失対も入っておりますか。

○政府委員(富樫一君) 失対も入っております。

○田中一君 そうすると、建設省から職員、準職員、補助員、等を公団に持つていった場合には、当然仕事に支障を来たすやうなおそれはありませんか。

○政府委員(富樫一君) 建設省の定員減は考えておりません。ただ定員外の職員が相当おりますから、それらの職員と現在の定員とをにらみ合せまして、建設省から相当出したつもりでおります。

○田中一君 ですからね、どっち道この公団法案は通るのでしょう。通つて八百人増員する場合に、もうあなたの方じゃあなたの部下に対して、ちゃんと一応の目安をつけておるのでしょう。もう少し明確に説明して下さい。

○政府委員(富樫一君) この構成につきましても、今案を練つておるところでございます。大体の案はできておりますが、まだ申し上げる段階にはなつておりません。

○田中一君 定員が減になつた場合には、準務職員から—あなたの方の現在の道路局ですね、公共事業の方の定

員職員が減つた場合には、準職員を転格さす考えているのか、あるいは新規採用するつもりでいるのか、伺いたい。

○政府委員(富樫一君) 道路局の定員は現に減少しない予定でございます。しかしその定員の中で、公団に転出する者があらうと思ひます。それを埋めるには、まあ準職員の場合もございまして、また新規採用もございまして、公団の方は、これは新規も相当入れなければ構成できないと考えております。

○田中一君 今局長の手段でもつて考へておられるところの……建設省から出向をするのか、やめていくのですか、建設省の人間は。

○政府委員(富樫一君) やめて参るわけでありまして。

○田中一君 八百名のうち、建設省からどのくらい考えておりますか、職員、準職員、補助員も含めて。

○政府委員(富樫一君) その数をまだ申し上げる段階になっておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 では、現在直轄工事をやつておるところの、さつき言ひました現場における従業員ですね、職員、準職員、補助員は何名おりますか。これは言えるでしよう。

○政府委員(富樫一君) 資料を持つて参りませんでしたので、正確な数は今お答え申し上げることができないのですが、全部で一万五千くらいおりまして、そのうち、道路関係として三千名くらいであります。

○田中一君 ですから現在やつておる四つの直轄工場の有料道路、これに要する人間は何人かと聞いているので

すよ。

○政府委員(富樫一君) 先ほど申し上げました数字は、直轄工事全部を含めて申し上げました。有料道路だけですと、関門に二百数十名おります。それから松江国道、これには十数名、それから笹子、これにはまだ十名足らずと思ひます。それから直轄でやつておりますのは京葉というのがございまして、これはまだ調査の段階で、そのために人間を専従させておる職員はございしません。それだけでございまして、問題は関門でございまして、関門につきましても、これは公団が建設省に委託する工事として実行したいと考えてございまして。

○田中一君 建設省はどのくらい使つておりますか。二十五くらいあります、が、現場は。それも全部ひくるめで、公団の方でちやうだいしようといふわけですか。

○政府委員(富樫一君) 人間そのものが来るかどうかはわかりません。ただ人数を引き受けたいと考えております。

○田中一君 民間というのは、一応新卒を考えておるのですか。それとも、民間のあつちこつちにいるものを吸収しようというのですか。たとえば住宅公団みたいに、何千人も大臣がまた履歴書を持つてきて、あなたの方で採るのですか。

○政府委員(富樫一君) これは新規の卒業生も考えております。それからまた現在道路公団に入つてもよろしいやうな職業についておる方から選んで採用する予定にいたしております。

○田中一君 まだ全部これは見ておりませんけれども、恩給その他あとで出

りましようか。

と思ひますけれども、大体住宅公団と同じような形で、身分は保障しようという考えを持っているのですか。それとも、あれでは不満足だから、もう少し優遇といひますか、条件をよくしようといふような考えでおるのですか。どちらです。

○政府委員(富樫一君) 恩給につきましては、住宅公団と同様にいたしてあります。

○田中一君 料金はという……建設費からの算定でやるのか、建設費並びに償還期間というものを考慮されて、料率をきめるのか。一応の基準というものを考へられたものか……

○政府委員(富樫一君) 料金につきましては、道路整備特別措置法の方に規定いたしております。第十一條に、「料金の額の基準」という規定があります。これは第一項は、「料金の額は、第三條第一項、第五條第一項又は第八條第一項の許可にかかる道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ」と規定いたしております。で、第二項に、「前項に規定するもののほか、同項の料金の額の基準は、政令で定める」といふふうに規定いたしておりますが、この政令の内容として考へておりますのは大体次のようなものであります。

一つは、一般的に料金の額は、通行もしくは利用の距離もしくは時間の短縮、道路の構造の改良または通行もしくは利用の方法の變更に伴つて車輛の運搬費、輸送費、荷役費、積みおろし費、包装費等について、通常節約することのできる額をこえないもの、一つ

はこう考へております。

それから第二は、道路を新設または改築して徴収する料金の額は、前項の規定によるほか、その徴収期間における徴収総額が当該道路の新設または改築に要する費用及び新設または改築にかかわる事務取扱費並びにこれらの財源に充てるための借入金の子並びに当該料金の徴収期間における料金徴収の事務取扱費、維持修繕費及び災害復旧費の合計額から政府からの補助金の額を差し引いた額をこえないように、これが第二でございまして、その二は、総額のこをいっておるわけでございまして。

第三は、公団が維持及び修繕に関する工事に特に多額の費用を要する道路の維持、修繕及び災害復旧を特に行なつて徴収する料金の額は、第一に申し上げた規定によるほか、その年間平均徴収総額が当該道路の年間平均の維持修繕費、料金の徴収の事務取扱費及び災害復旧費の合計額から年間平均の政府からの補助金の額を差し引いた額をこえないものとする。

ちよつとおわかりにくかつたかと思ひますが……

○田中一君 そんなこと言つたつて、わからぬ。そうじゃなくて、もつと……そんな条文は言わなくてよろしい。今のやつを要約して、建設費と――私が質問しているのは、建設費をもとして考へておるのか、あるいは利用者が受ける利益というものから考へておるのか、またそれと一緒に考へておるのか、そこをどうも短かい言葉で説明できるでしよう、料金をきめる場合の要素というものは。

○政府委員(富樫一君) 利用者の利益の範囲内で考へております。それからもう一つは、その償還年限も考へてきめなければならぬわけでございまして、この二つをあわせて考へております。

○田中一君 第三十一條の業務上の余裕金の運用の問題ですが、これは究極どうなるのです。余裕金があった場合に、国債の保有、それから銀行への預金または郵便貯金しておけというので、究極どうなるのです、これは。

どこかにありますか、この始末をつける条文がありますか、どこかに。

○政府委員(富樫一君) これは二十五條に規定いたしております。残余がありましたときは、積立金として整理することになつております。

○田中一君 積み立てておいて、究極どうするのです、それを。

○政府委員(富樫一君) 究極におきまして、積立金がたふさんになつてくれば、それだけ償還が早くできるわけでありまして、償還が早くできれば、有料道路が早く無料になるということになるわけですね。

○田中一君 そうしてなお究極余裕金が出てきたら、どうするのです。

○政府委員(富樫一君) そんなに出す考へはございせん。(笑)

○田中一君 私はね、あなたが先般出した資料に基いて考へる場合には、この公団よりも……この臨時措置法にあるのですが、せんだつて建設大臣が、一日も早く償還して無料公開の原則に立ち返るといった言明がありまして、この間、これはどこにそういうことが書いてあるのです。

○政府委員(富樫一君) 明文には書いてございせんが、これは道路法の

特例と考へておるわけでございまして。道路法は無料公開が原則でございまして、から、むしろこれは特例として考へておるので、償還が終つたら一日も早く無料にしなければならぬという考へがあるわけでございまして。

○田中一君 それはどこにもなくとも、そういう考へでいいのだということだけで、いいのですか。せんだつて建設大臣は、最後にそういう答弁をしていましたか。

○政府委員(富樫一君) 料金を徴収する期間は、この道路整備特別措置法の第五條にきめてあります。こういう道路については料金徴収期間後においても料金をとり得るということになつておるわけでございまして、料金をとり得るものはこの第五條に規定されております道路だけで、その他の道路につきましては料金を引き續いて徴収することができませんので、これは無料になるというところでございまして。

○田中一君 今の八百名の人間をどこから使うかということ、どこから採用するかということ、これは非常にあなたの部下たちが――部下といひますか、地方にいらつしやる方々が非常に心配しておるのです。この法案はどつちみち通るのでしょうか。(笑)

○田中一君 そうですね、あなたかぬと思うのです。またこの前の住宅公団の二の舞をする、うるさいですよ。ちよつと春季闘争をやつてますからね。そういうところはやっぱり先手を打つて、動揺のないようにしなければいかぬですよ、これは。

○委員長(赤木正雄君) だんだん時間もたちましたから、午前はこれで休憩して、午後は一時半から再開することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(赤木正雄君) それでは、さよういたします。

午後一時五十分開会
○委員長(赤木正雄君) 午前に引き続き、委員会を再開いたします。

○政府委員(富樫一君) 第五條について説明を申し上げます。

第五條は、監督に関する規定でございまして、公団に対する建設大臣の監督について規定しております。

第三十四條は、公団に対する監督の責任は建設大臣にあること、及び建設大臣は業務監督命令を発することができると規定しております。

第三十五條は、建設大臣の公団に対する監督行使の手段として報告を求め及び検査する権限について規定しております。

第五條は以上であります。

○委員長(赤木正雄君) 質問はありませんか。――次に第六條。
○政府委員(富樫一君) 第六條は補則でございまして、公団の解散、公団の役員員の恩給に関する事項及び大蔵大臣との協議事項について規定しております。

おります。

第三十七案は、昭和二十二年に恩給法の一部を改正する法律が施行された際に、現に公務員であつた者でその役公務員または公務員とみなされる者としての身分を保有している者が、

公団の役職員となり、将来地方公共団体の職員となります場合には、恩給法の規定を準用するものとし、また公団の成立の際に現に公務員または公務員とみなされる者である者が、公団の役職員となり、将来公務員または公務員とみなされる者となります場合には、公団の在職年月数を普通恩給の基礎と

なる在職年数に推算する旨を規定したものであります。ただし、公団の役員になりまうときにすでに十七年以上在職して普通恩給の受給資格を持っている者については、これを適用しないことにいたしております。

第三十八条は、前条の規定によりまして在職年月数を通算されましたところの公団の役職員またはその遺族の恩給の支払いに充てる金額を、政令で定める基準と手続に従いまして、国庫または地方公共団体に納付することにしたのであります。

第三十九條は、大蔵大臣との協議事項について規定しております。建設大臣は次の場合におきまして、すなわち、

一、予算、事業計画及び資金計画の認可、長期借入金、短期借入金及び道路債券の発行の認可、短期借入金の借りかえの認可、道路債券の発行委託の認可及び借入金等の償還計画の認可をしようとするとき、

二、財務諸表の承認及び役職員の給与、退職手当の支給の基準を定めた

は変更するときの承認をしようとする

とき、
三、業務方法及び財務会計に関し建設省令を定めようとするとき、
には、あらかじめ大蔵大臣と協議することにしたしております。

第六章は以上でございます。

○田中一君　「公國の解散については、別に法律で定める。」とあります。が、これは公國を解散しなければならぬというような時期が来たときには、単行法でこれを出すという意味ですか。

○政府委員(高橋凱一君)　言われるような意味でございます。

○田中一君 第三十七条並びに第三十八条は、前国会ででき上った日本住宅公団と同じ、少しも変らない、同じよいうな規定でございますね。

○政府委員(宮澤凱一君) 全く同じでございます。

○田中一君 この三十九条の規定ですが、長期借入金は、どこを予想しておりますか。

○政府委員(富樫凱一君) 長期借入金には、資金運用部の資金を予定いたしております。

○田中一君 短期借入金は……。

○政府委員(雷極凱一君) 短期借入金は、銀行でございます。

○田中一君 銀行というのは、特殊銀行ですか、それとも一般市中銀行でですか。

○政府委員(雷極凱一君) どの銀行でもいいと考えております。

○田中一君 道路債券は、一般公募の形でやるのか、それとも、あるいは日本銀行なら日本銀行が引き受けて、日本銀行から売り出すという形にするのか。どういう構想を持っているのか。

です。

○政府委員(富樫凱一君) 普通の銀行に引き受けてもらう考えでありますが、興業銀行でありますとか、その他の信託会社に引き受けてもらう予定にいたしております。

○田中一君　道路債券の大体の条件といふものは、一応草案があると思うのですが、どういふものですか。

○政府委員(富樫凱一君)　額面百円の公債を九十九円五十銭で売り出しまして、利率は七分五厘を予定いたしております。

○田中一君　期間は……。

○政府委員(富樫凱一君) 一年掘え罫きで、六年で償還する考えでおります。

○委員長(赤木正雄君) 次は第七章に移ります。

○政府委員(富樫凱一君) 第七章につ

第七章程は、公団の役員または職員及びその他の者が違反行為をした場合の罰則について定めたものであります。

○田中一君 これも、この罰則の過料並びに罰金は、従来同じような種類の法人の場合と違っておりませんか。

○政府委員(喜櫻凱一君) 法務省と協議いたしまして、他の同様のものと同意するようにきめております。

○委員長(赤木正雄君) では、次……。

○政府委員(喜櫻凱一君) 最後に附則であります、これは十九条にわたっております。

附則第一条は、この法律の施行期日を定めた規定でありまして、附則第十条及び附則第十一条の規定は、公団の成立のときから施行することとし、その他の規定は公布の日から施行することとし、

といたしております。

附則第二条から附則第八条までの規定は、公団の設立手続等について規定しております。

附則第九条の規定は、国の権利及び義務の公団に対する承継及び政府から

の出資について規定したものであります。現行の道路整備特別措置法に基きまして、建設大臣がみずから行う有料道路の整備事業及び地方公共団体が行う有料道路の整備のための資金の貸付に關しまして、公団の成立の際現に國が有する権利及び義務は、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会

計の歳入の財源の特例に關する法律第
二項の規定により、特定道路整備事業
特別会計から一般会計に繰戻さなけ
ればならない繰入金にかかわる義務を
除きまして公団が承継することとし、
公団が国の権利及び義務を承継したと

きは、その承継の際における特定道路整備事業特別会計の資産の価格から負債の金額を控除し、さらに先ほど申しました繰入金に相当する額を差し引いた額は、政府から公団に対し出資されたものとするにいたしましたのであります。

附則第十條及び附則第十一條の規定は、特定道路整備事業特別会計法等の廃止及び同特別会計法の廃止に伴う経過措置を定めたものであります。

附則第十二条は、本則の第三十條の特例の規定でありますが、本則の第三十條の規定によりまして、政府から有

料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び公団の管理する有料道路の災害復旧について補助される補助金のうち、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第二条第一項に規定する道

路整備五カ年計画にかかわる道路に關

する工事に關連するものにつきましては、同法第三条第二項の規定にかかわらず、揮発油税の収入額の予算額の一部を財源として充てることができる」とした規定であります。

附則第十三条から附則第十七条までの規定は、公団に対する非課税措置に關する規定であります。

附則第十八条は、行政管理庁の所掌権限といたしまして、公社及び他の公団等に対すると同様、日本道路公団の業務の実施状況に關し必要な調査等を行うことができるように措置したものの

であります。

附則第十九条は、公園の設立に伴つて必要とされる建設施設置法の一部改正でありまして、新道路路整備特別措置法の施行に関する事務及び公園の業務の監督その他この法律の施行に関する

事務を建設省の所掌事務及び権限とするとともに、公団の使命の重要性にかんがみまして、公団の業務の監督に当らせるため、日本道路公団監理官制度を設けること等を規定したものであります。

以上でございます。

○委員長(赤木正雄君) 何か御質問ありませんか。

○田中一君 附則第十九条のうち第五条の四ですが、日本住宅公団の監理官は一人だったと思うのですが、どうして二人になったのですか。

○政府委員(富樫誠一君) 住宅公団も

二名と承知いたしております。
○田中一君 今、だれだれがおりますか。
○政府委員(富樫凱一君) 宮前監理官、菅監理官と、二名おります。

○田中一君 これは大臣が次回に來たときに聞こうと思つておつたのです

が、現在当委員会に継続審議になつて付託されておりますところの国土開発経費自動車道建設法案、この考え方に對しては、これはむろん議員提案でございますが、今回政府が出したところの日本道路公団との関連には、どのような考慮を払われて提案されたかを伺いたい。

○政府委員(富樫凱一君) ただいま参議院で継続審議になつております国土開発経費自動車道建設法案につきましては、この法案の通過によりまして、必要な調査は建設省において実施いたしたく、準備をいたしております。この日本道路公団では有料道路をやることになつておるわけでございまして、道路運送法に規定する自動車道は実施いたすことになつておらないのでございます。ただ経費自動車道法案にいうような路線を、これを道路として設定し、有料道路として適格でありますれば、その道路を公団が実施し得るわけでございます。

○田中一君 今道路局長は、現在参議院に継続審議になつております法案が、もしも有料道路であつたならば、今度出てくる日本道路公団でもこれは仕事が出るんだという見解ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 有料道路である限り、道路公団が実施し得ると解釈いたしております。

○委員長(赤木正雄君) 引き続き、道路整備特別措置法案について御説明願います。

○政府委員(富樫凱一君) 道路整備特

別措置法案につきまして、逐条説明申し上げます。

この法律案は本則三十条及び附則六条からなつております。

第一条は、本法制定の目的を明らかにしたものでありまして、この法律は、日本道路公団または道路管理者が行う有料道路の建設、維持管理等について、道路法に對する特例的措置を規定すること等によつて、道路の整備を促進し、交通の利便を増進しようとするものであります。

第二条は、この法律を簡明ならしめるために、この法律における用語の定義を規定したものであります。

第三条第一項は、公団の建設する有料道路の要件及び建設大臣の許可について規定したものであります。すなわち公団は一定の条件に該當する一級国道、二級国道、都道府県道または指定市の市道につきまして、道路法で定める道路の管理権限の規定にかかわらず、みずからそれを新設し、または改築して料金を徴収することができるとして規定されております。なお指定市とは、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市を指すものであり、「次の各号に規定する条件に該當し」とは、第一号及び第二号とともに該當することとを要する趣旨であります。

条件中第一号は、たとえば当該有料道路の通行または利用によつて輸送距離を短縮したり、運搬経費を節約することができるとした場合等であり、第二号は、原則として他に無料公開の道路があつて当該有料道路の通行または利用が強制されない場合をいうのであります。

第二項は、公団が有料道路を建設し

ようとする場合における許可申請書の提出についての規定でありまして、公団は建設大臣の許可を得ようとする場合には、同項各号に列記する事項を記載した申請書及び設計図その他の必要書面を添付することといたしてあります。

なお、公団が建設大臣に許可を申請するに當りましては、第六条の規定により、申請にかかわる道路が一級国道または二級国道であるときは当該道路管理者と協議することとを要し、当該道路が都道府県または市道でありましてきは当該道路管理者の同意を必要といたします。

第三項は、建設大臣の許可基準を規定したものでありまして、「第一項に規定する要件に該當し」とは、第一項各号に規定する条件のほか、都道府県道または指定市の市道にあつては、当該道路の新設または改築が国の利害に特に關係があると認められるものであるときという要件を含むことを意味し、「申請書に記載された事項が適正である」といふのは、後に第十一条關係で説明申し上げます「料金の額の基準」その他のこの法律の規定及び道路法に第二節、これは道路の構造についての規定でございまして、第二節及びこれに基く道路構造令等の規定に従つて許可するかどうかを判断したることとなります。

第四項は、公団が同条第一項の許可を受けた後に、路線名及び工事の区間、工事方法、工事予算、料金並びに料金の徴収期間を変更しようとするときは、あらかじめ建設大臣の許可を受けさせることとし、第五項は、許可事項のうち、工事の着手及び完成の予

定年月日及び収支予算の明細のみを変更しようとするときは、届け出ることで足りるものとしたものであります。

第六項は、有料道路の建設の許可または許可要件の変更は、道路管理者の管理権に影響を与える結果となりまして、建設大臣はそれらの事項を道路管理者に通知するものといたしましたのであります。この規定が先ほど述べました公団と道路管理者の協議または同意の結果を確定せしめる意義をも持つものであることは当然であります。

第四項は、有料道路の維持管理の原則を定めたものでありまして、公団が建設大臣の許可を受けて新設または改築した道路につきましては、道路法の維持、修繕及び災害復旧の権限に關する種々の規定にかかわらず、工事完成の日までは、公団が料金の徴収期間の満了とともに、当該道路の維持、修繕及び災害復旧をいたす権限を有することを明らかにしたのであります。

第五項第一項は、前条に規定する有料道路の維持管理の原則に對する例外を規定したものでありまして、公団が第三項第一項の規定により新設または改築した道路が、その維持及び修繕に關する工事に特に多額の費用を要する場合があつて、かつ、当該道路の道路管理者の財政上の理由等によつて、当該道路管理者において維持及び修繕に關する工事を行うことが著しく困難または不適当である道路につきましては、公団は道路管理者と協議した後は、その同意を得て建設大臣の許可を受けて、引き続き、修繕等を行なつて料金を徴収することができる趣旨を規定

したものであります。が、本第の適用についてはきつめて慎重でなくてはならないことは当然でありまして、目下のところ關門国道と明石一鳴戸間のフェリーボートがこの適用を受けるのではないかと考えられております。

第二項は、公団が前項の許可を受けようとする場合の手續を規定したものであります。ただ、本項に規定する料金につきましては、本条の規定の趣旨からして、当然当該道路の維持、修繕費及びこれに付随する費用を償ふ額に限られることは申すまでもありません。

第三項から第五項までの規定も、第三項關係において御説明した趣旨とは同様であります。

第六項については、第三条及び前条において説明いたしました通りであります。

第七項は、公団が第三項から第五項までの規定により、建設大臣の許可を受けて道路の新設もしくは改築または維持修繕を行います場合には、当該道路が道路法上の道路であるとして、当該道路の維持管理の権限の調整をはかる必要がありまして、公団が行使し得る道路管理権限を明定いたしましたものであります。すなわち本条によりまして、公団は、道路に關する工事及び維持に密接不可分の關係にある十四の事項については、道路管理者の権限の一部を行使できることとしたものであります。

可等、本来道路管理者が重大なる利害關係を有するものの行使にあつての道路管理者との連絡調整を密接ならしめた規定であります。

第三項の規定は、第一項に規定する公団の権限の行使について、その期間等を明らかにしたものであります。

第八条第一項は、都道府県または市町村である道路管理者が行う有料道路の建設等に関する規定であります。すなわちこれらの道路管理者は、公団が有料道路として新設した改築または改築に要する費用の全部または一部が償還を要するものであるときに限り、建設大臣の許可を受けて有料道路を新設し、または改築することができるとした規定であります。

第二項は、許可申請書の提出について規定したものであつて、第三条において説明したところと同趣旨であります。

第三項から第五項までは、第三条において御説明したところと同趣旨であります。

第六項は、本条の規定により新設または改築した道路のうち、指定市を除く市町村が行なつたものについては、都道府県知事をしてその工事の検査を行わしめることとしたしておりますので、当該都道府県知事にその間の事情を知らせしめる趣旨の規定であります。

第九條は、有料道路の工事の廃止についての規定でありまして有料道路は当初建設大臣の許可を得て権限を付与された事業でありますので、やむを得ない理由によりそれを廃止しようとする場合も建設大臣の許可にかかわら

しめようとする趣旨であります。

第十條は、公団が有料道路の建設を行う場合には、本来の道路管理者の権限を排除しその権限を代行するという建前をとつておりますので、その管理権の発生、消滅の時期等の関係事項を一般民衆に対して明らかにしておこうという趣旨であります。

○委員長(赤木正雄君) ちょっと、第十條までについて一応質問があれば……

○田中一君 これは局長に伺います。結局これは日本道路公団、われわれが今まで審議していた問題の内容を實際にさせようというための規定に終始するわけですね、ここまでは、十條までは。

○政府委員(富樫一君) 十條までは、公団について有料道路の建設管理をなし得る規定を置いたものでありまして、第八條だけが、これが道路管理者の行う有料道路について規定したものでございます。

○田中一君 この工事中の権限はどちらが持つのですか、管理者としての。

○政府委員(富樫一君) 道路管理者の権限を公団が代行することにしたしておりますが、第七條に列記されておりますようなものが公団が代行する権限でございます。そのほかの権限はすべて道路管理者にあるわけでござい

○田中一君 交通上の問題はどうかあります。交通上の問題は、この工事中その権限は公団に与えられるのか、与えられないのか。

○政府委員(富樫一君) この七條の十一号にございますが、法第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又

は制限し、及び法第四十八條第三項の規定により通知すること。この法第四十八條の第三項というのは警察署長に通知することでございますが、この十一によりまして工事中の交通については処置できることになっております。

○委員長(赤木正雄君) 質問がなければ、引き続き第十一條から。

○政府委員(富樫一君) 第十一條は、建設大臣が公団または道路管理者の申請に対し、料金について許可をするにあつたときの基準を定めた規定であります。ここに「通行又は利用により通常受ける利益」とは、距離の短縮による運搬経費の節約、舗装道路による運搬経費の節約、構造の改良、平面交差の除却による運搬効率の向上、他の施設を利用しないことによる経費の節約等を考へております。

第十二條は、料金徴収の対象についての規定でありまして、通常の場合一定の車両からのみ徴収し、例外として、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等一定の施設については、特殊の理由がある場合には人からも徴収することができる旨を規定したものであります。

第十三條は、料金の決定に際しましての運輸大臣の意見の聴取に関する規定でありまして、有料道路の料金が道路運送法による事業免許を受けた者からも徴収されるので、その運賃行政に携わる運輸大臣の意向を徴しようという趣旨であります。

第十四條は、公団または道路管理者が料金を徴収しようとするときの公告または公示について規定したものでありまして、この公告または公示によつて、当該道路を通行しまたは利用する

者は、料金の額及び徴収期間を了知いたすことになるわけであります。

第十五條は、有料道路に関する工事の中間検査及び竣工検査に関する規定であります。

第十六條第一項及び第二項は、前條の規定による検査に合格した道路のうち、特に公団がこれから料金徴収を開始しようとする道路について、道路管理者の供用開始の権限の発動を円滑にならしめ、かつ、公団の料金徴収権と道路管理者の供用開始の権限との調整をはかる趣旨の規定であります。

第二項の規定は、道路管理者の固有の権限である供用開始について、完了検査に合格した後でなければこれを行使することができないものとし、施設の完全を期したものであります。

第十七條第一項は、第三条から第五條までの規定によつて公団が管理する道路について、道路管理者が自己に保留している権限のうち各号列記のものを行使しようとするとき、公団の意見を聞かなければならないものとし、これらの権限の行使が、公団の行う道路の管理の実情に沿ふこととなるよう配慮した規定であります。

第二項の規定は、道路管理者は、第一項各号の権限の行使の結果について公団に通知することとし、公団との連絡を緊密ならしめんとする趣旨であります。

第十八條は、道路の管理等につきまして、公団の権限が制限されておりますので、事業の円滑なる実施を期するため、道路管理者の権限の発動を求めてその協力を得ることができるよう配慮した規定であります。

第十九條は、公団が管理する道路に

ついては、その管理に関する費用は公団が負担するという原則を定めた規定であります。

この法律に特別の規定とは、第二十条、第二十一条及び第二十四条の規定をさし、日本道路公団法に特別の規定とは、同法第三十条の規定をさすものであります。

第二十條は、前に述べましたように、第二十條の例外規定でありまして、道路その他の工作物——堤防、護岸、ダム、鉄道または軌道用の橋、踏切道、駅前広場その他公共の用に供する工作物または施設、これが他の工作物であるが、他の工作物が効用を兼ねるものであるときは、公団は他の工作物の管理者と協議して、その分担すべき金額及び分担の方法を定め、協議が整わないときは、建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣——鉄道用橋については運輸大臣、たとえばそういうことでありますが、主務大臣に裁定を求めることができることとし、裁定の効力は協議が成立したときと同様の効果があるものと規定したものであります。

第二十一条の規定は、道路法第五十七條、これは請願工事に要する費用についての規定であります。それから第五十八條、これは道路工事に原因を与えた者の負担金に関する規定であります。それから第五十九條、付帯工事に要する費用についての規定と、第六十條これは他の工作物の管理者が道路工事の施行命令を受けたときの工事費用についての規定であります。第六十一条、これは道路工事によつて著しく利益を受けた者の負担金に関する規定であります。第六十二條、これは道路

の占用工事の費用についての規定であります。及び第六十三条、これは以上の負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に關し必要な事項を政令の規定に委任した規定であります。この規定を準用して、これらの規定と同趣旨の費用分担を行わせようとする趣旨であります。

○委員長(赤木正雄君) 以上の第二十一条までについて、質疑はありませんか。

○田中一君 料金の算定が「通行又は利用により通常受ける利益」、これはまあいいと思うのですが、距離の短縮による運轉経費の節約とか、舗装道路による運轉経費の節約、構造改良、平面交差の除却による運轉効率の向上というところが書いてありますが、これは何ですか、料金算定の基礎という意味ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 料金算定の基礎になるものと考えております。

○田中一君 そうすると、たとえば道路にいたしまして、一級国道あるいは二級国道は舗装はしないのだ、それから距離の短縮はやらないのだ、勾配は直さないのだという前提のもとに考えておられるのか。前回の委員会のことへ戻るのであれば、選定しようとする有料道路の区域というものは、ほぼあなたの方では現在では考えられておられるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 現在有料道路に對する計画を立てておまして、具体的には今の考えでは約三千億くらいの有料道路の仕事があるというふうな考えております。

○田中一君 どうもこういう無料公開の原則から、今度はここに「通行又は利用により通常受ける利益」、これはまあ観念的な書き方でもって、いいと思うのですが、ただ具体的にこう書いて、かりに勾配を直さない場合、カーブを直さない場合、これは料金は安いというのですか高いというのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 有料道路を作ったことによって生ずる利益の一つに、曲線とか勾配等の改良による利益があるわけでございます。そこで、今一級国道、二級国道について、現在の道路はこの五カ年計画によって整備いたしていただくわけですが、これにいたしておりますのは、他に迂回する方法もあるわけでございますから、その迂回する道路と比較して、構造上曲線が大きくなる、勾配がゆるやかになるというようなことで受ける利益も、利益として勘定するのであるということを書いておいていただくわけでございます。

○田中一君 何も載ってない、からのトラックと五トン積んでいるトラックとの料金差はどうなります。

○政府委員(富樫凱一君) これは、からであるのと載っているのとでは、料金に差をつけたいように考えております。

○田中一君 そうすると、通行または利用によって通常受ける利益というものの算定に苦しまわなければならない。運送トラックならトラックが物を載つて通れば、利益を通常受ける、からっぽなば、ただ近道をすれば、勾配がゆるい、カーブが少いということの利益だけなんです。また今度道路に与える障害といひますか、五トン積んでいけるトラックとからのトラックとでは、やはりその道路に与える障害といひか何というか、損といひますか、こういうものが少い。それをや

は不公平に——公平のようで不公平なんです。からっぽの方が道路に与える障害といひものは少いのです。かりにこんどそこに、二十トンぐらいの大きなトラックが牽引する大きな荷物が行った場合に、こういうものも考えた場合に「通常受ける利益」というのは非常に段階があると思うのです。こういうことの規定はどこまでございようというんです。

○政府委員(富樫凱一君) 車の種類によりまして料金は変えますが、同じ車が物を載せているか、からであるかによつては、料金の差を考えていないわけでありまして、お話のように、理屈から申しますと、道路に与える影響といふのは、からである車と物を載せている車ではだいぶ違ふわけでございますが、この有料道路の料金というのは、もしこの有料道路を通らなければ他の迂回道路を通らなければならぬわけでありまして、その迂回道路と有料道路とを比較して、有料道路を通ることによつてどれだけ自動車に利益を受けるか、その利益の範囲内で料金をきめるといふ趣旨でありますので、まあ理屈はあるが当たり前でございませぬ、その差はあつたらばどのくらい載せたものがどうということになつてくるわけでございます。車の種類では料金を分けておられますが、同じ車で物を載せているか載せていないかでは、料金に差等をつけたいように考えております。

○田中一君 トラックの上に乗用車を載せた場合にはどうなりますか、二分とるのですか、一台分でもいいのですか。

○政府委員(富樫凱一君) トラックの上の乗用車は走っておりませんので、これは料金をとらない考えでおります。

○田中一君 どうも料金のきめ方というものが非常にむずかしいのじゃないかと思うのです、これはそれでここにやはり不公平があると思うのです。ね、おそらく国の所有するものが国家的な目的でそこを通る場合には、おそらく無料であるのは、今日でも通例ではないかと思うのです。そうすると、一応道路を作つて道路費というものを料金をとつてペイしよう、という道を道路の整備をうんとやろうという場合、三十分くらゐの自衛隊の持つトラックがほとんど通つた場合、料金をとらないのですか。この場合どうですか。

○政府委員(富樫凱一君) 防衛庁の車は、緊急自動車と考えておりませんので、料金は徴収いたすことにいたしております。

○田中一君 では、アメリカ駐留軍の車は。

○政府委員(富樫凱一君) 駐留軍の車も、同じように、料金を徴収いたしません。

○田中一君 では、はっきり確認しますが、国のものでも、道路局長が向うへ行つた場合には、その車に乗つた場合には、とるのですかとらないのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 私は私として考へております。

○田中一君 そうすると、どの場合でもこの上を通る車は、アメリカ駐留軍であろうと、自衛隊の車であろうと

も、一台幾らと、型によつてきめるといふことなんです。そうしますと、まあ荷物を搭載している、搭載していないの問題は、判定といひか、計算に苦しまつたらやめるとしても、どのくらいの種類に分けますか。

○政府委員(富樫凱一君) 現在行なつておりますものについて申し上げますが、普通乗用自動車、それから普通貨物自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、特殊自動車、乗合自動車、この乗合自動車は定期とその他に分けております。それから軽自動車、それから原動機付自転車と軽自動車、このくらいに分けております。

○田中一君 そうすると、この中には三十分、四十分の駐留軍あるいは自衛隊の車は規定してないですね。どこに入りますか。

○政府委員(富樫凱一君) 特殊自動車と考へております。

○田中一君 特殊自動車というのは、普通トラックと比べて、どのくらいの積載量の違いをもつて特殊といつておるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 普通貨物自動車と考へておりますのは、七トン半積みくらいのもを考へております。それ以上のものを特殊自動車といつております。

○田中一君 これは、車輪の十二もついているような駐留軍の車がありますね、ああいうものもやはり七トン半以上のものだったら、同列になるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 同列に並べております。

○田中一君 区別する考へはないのですか、将来……。

○政府委員(富樫一君) 理屈から申しますと、もう少し重量によって料金もこまかに分けた方がよいかと思えますけれども、また徴収の面から考えまして、あまり複雑でも困りますので、この程度が適当ではないかと考えております。

○近藤信一君 今田中君から料金の問題が出たのですが、私も実はその点について質問をいたしたいと思えますが、先ほどの利益を得る云々という問題ですが、たとえば有料道路の問題にも当てはまると思いますが、この前局長が行きました衣浦橋の例をとってみても、たとえばタクシーが、往きはお客を乗せて行くから、向うに渡ったからお客から利益を得る。帰りからは来なければならぬ。あそこの場合には、普通の自動車も料金をとるわけですね。ある人が言っていました、自動車をついで行けば、人間が通るのだから、無料になるのじゃないかという笑い話も出ています。そういう点で、非常に料金のきめ方あるいは基準というものがはつきりしていない、こういうふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(富樫一君) 私どもの考えでは、料金の基準は政令で定めることにいたしておりますが、それではつきりさせたいと考えております。そこでお話の、たとえばタクシーが、往きはお客さんを乗せて行ったが、帰りはから帰って来るという場合、これは料金を徴収した方がよいのかもしませんが、しかし、からで帰りましても、他の迂回路を通るよりは利益があるかと思えますので、その範囲内できめるということにいたしておりますから、

○政府委員(富樫一君) 理屈から申しますと、もう少し重量によって料金もこまかに分けた方がよいかと思えますけれども、また徴収の面から考えまして、あまり複雑でも困りますので、この程度が適当ではないかと考えております。

○近藤信一君 結局帰りに迂回して行くガソリンだけの問題になるのですが、たとえばガソリンの代金とこの道路に支払う代金と、あまり差異がない場合があるわけですね。そういう点なんかで、非常にそこは通りたいが、料金が低いから、ガソリンは大したことはないというところで、回らなければならぬという、距離的にも遠いという場合があるのではないかと。こういう点で非常に料金が高いのじゃないかというような例も、話もあるわけなんです。

○政府委員(富樫一君) こもつともなお説と考えますので、政令をきめる際にもう少し研究いたしたいと思えます。

○田中一君 現在やっているものは何をやっているのですか、回数券を使っているのですか。

○政府委員(富樫一君) 回数券も定期券も使っております。

○田中一君 定期のバスなどは全部前納かなにかでやって、一々切符の授受をするというのをしているのですか。しているのですか。

○政府委員(富樫一君) 料金は前納することになっております。回数券の場合には、その回数券を一々授受するわけでございますが、定期の場合は、その定期券を見せるわけでございます。

○田中一君 三重の有料道路、この入口なんです、ずいぶん狭いのです。が、今の二十トンくらいの車が通るには通れないのですが、そういう場合どうするのですか。

○政府委員(富樫一君) お話は、有料道路でない道路のことかと思えます。

○田中一君 有料道路のことです。入口が非常に狭いですね、あそこは。○政府委員(富樫一君) これはそういうのは通れるように初めからしておかなければならぬと考えますので、よく調査をいたしまして、その辺は処置いたしたいと考えます。

○田中一君 二十条をもう一べん説明して下さい。「道路が他の工作物と効用を兼ねるもの」という場合には、その建設地の費用の分担という意味ですか。

○政府委員(富樫一君) 建設費の分担についてきめてあるのでございませう。たとえば堤防と道路と兼用をしているという場合のことです。

○田中一君 そういう場合を想定して書いたのですか。そういうことが、現在あなたの方の考えにあるのですか。

○政府委員(富樫一君) これは道路法にこういう規定がございまして、実際にこういう場合はしばしば起る問題でございませう。

○田中一君 たとえばダムの上の、何というのですか、橋というのですか、こういうものとか、それから堤防とか護岸とかいうものは、効用を共にするなというこの場所を、有料道路にしようという考えを持っているのですか。それとも、そういう場合があつちや困るから、一応こういう規定を置くという考えなんですか。

○政府委員(富樫一君) 有料道路も、橋などの場合には、堤防を兼用する部分を取りつきのところには出てくるわけでございます。そういうことを予想いたしておりますので、こういう規定を設けたわけでございます。

○田中一君 橋は橋でわかりませんが、ね。橋から続くところの堤防まで有料道路にしようという考えを持つのですか。私は堤防などは何か、有料道路にするしなにかかわらず、なくちゃならぬと思うのですよ。それが多いと思つて、こういう場合があつた場合に困るから、これを規定しておくということなのか。橋を作る、橋と続いて何キロでも堤防をやはり有料道路にするのだ、という考えが持てるかどうかが問題なんです。そういう場合があるのか、事実において橋は一応よろしいのでございませう、有料道路でも。けれども、橋から続くところの堤防ですね、これも有料道路として日本道路公団がやろうというつもりでやっているのか。そこところが非常に私は問題だと思つておる。そういうところもやろうというつもりなのか。

○政府委員(富樫一君) どうも私の説明が悪うございました。橋のときの堤防というのは、その取りつきの道路が堤防とクロスするわけです。その部分だけのことに言つて言つては、その部分で、その橋と堤防を一緒にやろうというそういう考えではなくて、堤防を越さなければならぬから、その部分のことに言つて申し上げておるわけではございません。

○委員長(赤木正雄君) 引き続き、第三十二条。

○政府委員(富樫一君) 第二十二条の規定は、前条において列挙いたしましたところの種々の負担金のうち、郵便その他の事業または日本国有鉄道、日本専売公社、もしくは日本電報公社の行う事業の負担となるものにつきては、これらの事業の公共性にかんがみ、かつはこれらの事業が全国的に事業を行なつておられるため、その協議を適正、迅速ならしめるため、負担金の額の決定及び徴収方法について、これらの基準を特に政令で定めることができることにいたしましたのであります。

第二十三条の規定は、公団がこの法律の規定により徴収する有料道路の料金及び公団が第二十一条の規定によつて課する負担金は、公団の収入とするものとするとともに、道路管理者が徴収する有料道路の料金は、当該道路管理者の収入とするものとし、費用負担に對する収入帰属を明らかにしたものであります。

第二十四条は、本条も第十九条の例外規定であります。道路の管理に關する費用は、前条のごとく、広範囲にわたるものでありますので、法律上の義務履行のための費用について、条理上は当然のこととありますが、明文をもつて規定したものであります。

第二十五条は、公団が徴収する有料道路の料金及び前述の負担金について、公団に強制徴収の権限を与えた規定であり、公団の行う有料道路事業の公共性に立脚したものであります。

第二十六条は、建設大臣が公団に對してする法令違反等に関する監督を規定したものであります。道路法第七十五条の規定に對するものであります。第二十七条は、建設大臣が公団に對し、有料道路の管理に關し必要な

したところの種々の負担金のうち、郵便その他の事業または日本国有鉄道、日本専売公社、もしくは日本電報公社の行う事業の負担となるものにつきては、これらの事業の公共性にかんがみ、かつはこれらの事業が全国的に事業を行なつておられるため、その協議を適正、迅速ならしめるため、負担金の額の決定及び徴収方法について、これらの基準を特に政令で定めることができることにいたしましたのであります。

第二十三条の規定は、公団がこの法律の規定により徴収する有料道路の料金及び公団が第二十一条の規定によつて課する負担金は、公団の収入とするものとするとともに、道路管理者が徴収する有料道路の料金は、当該道路管理者の収入とするものとし、費用負担に對する収入帰属を明らかにしたものであります。

第二十四条は、本条も第十九条の例外規定であります。道路の管理に關する費用は、前条のごとく、広範囲にわたるものでありますので、法律上の義務履行のための費用について、条理上は当然のこととありますが、明文をもつて規定したものであります。

第二十五条は、公団が徴収する有料道路の料金及び前述の負担金について、公団に強制徴収の権限を与えた規定であり、公団の行う有料道路事業の公共性に立脚したものであります。

第二十六条は、建設大臣が公団に對してする法令違反等に関する監督を規定したものであります。道路法第七十五条の規定に對するものであります。第二十七条は、建設大臣が公団に對し、有料道路の管理に關し必要な

したところの種々の負担金のうち、郵便その他の事業または日本国有鉄道、日本専売公社、もしくは日本電報公社の行う事業の負担となるものにつきては、これらの事業の公共性にかんがみ、かつはこれらの事業が全国的に事業を行なつておられるため、その協議を適正、迅速ならしめるため、負担金の額の決定及び徴収方法について、これらの基準を特に政令で定めることができることにいたしましたのであります。

勧告、助言または援助をすることができ
る旨の規定でありまして、建設大臣
は有料道路の管理に關し、公団を監督
する反面、必要な勧告、助言または援
助を行うことができることにいたした
のであります。

第二十八條は、公団の管理する有
料道路の敷地等に関する規定であり
ます。

第一項は、公団が道路の新設または
改築のために取得した道路敷地等は、
公団がその費用の全部を支弁する關係
上、公団に帰属すべき旨を定めた規定
であります。

第二項は、公団が有料道路の用に供
する国有の普通財産は、国有財産法第
二十二條の規定にかかわらず、公団に
無償で貸し付けることができる旨を規
定したものであります。

第二十九條は、訴訟に関する規定で
あります。

第一項は、公団がした第一号から第
十号まで掲げる処分について不服のあ
る者は、処分のあつた日から三十日以
内に建設大臣に訴願することができる
旨の規定であります。

同様の規定は、道路法第九十六條に
規定されておるものであります。同条
と相違いたしておりますのは、公団が
する処分という点を考慮致しまして、
直接建設大臣に訴願するよういたした
ことであります。

第二項は、第一項の規定による建設
大臣の裁決に不服のある者は、行政事
件訴訟例法第五條第一項の規定にか
かわらず、三日以内に限り、訴えを提起
することができることを規定したもの
であります。

第三十條は、有料道路の管理につい

ての道路法の適用關係を規定したもの
であります。

第一項は、有料道路の新設、改築、
維持、修繕その他の管理については、
本法に定めるものを除くほか、第五十
條から第五十三條までを除いて道路法
の規定の適用があるものとした規定で
あります。道路法の第五十條から第五
十三條までと申しますのは、一級国道
または二級国道の管理に関する費用、
市町村の分担金または一級国道もしくは
二級国道の新設または改築にかかわ
る負担金の納付または支出に関する規
定であり、有料道路については、道路
の管理に関する費用についての国の負
担なり、市町村の分担という考え方は
介在する余地がないので、ことさら道
路法第五十條から第五十三條までの規
定を排除したものであります。

第二項は、公団の管理する道路につ
いては道路法第十條第七十四條及び第
八十五條の規定は適用しないこととす
る旨の規定であります。道路法第十條
は、都道府県道または市町村道が一般
交通の用に供する必要があると認めら
れる場合における道路の路線の廃止に
ついて規定したものであり、第七十四
條は、都道府県道の路線の廃止変更及
び国道の新設改築について、建設大臣
の認可によらしめておる規定であり、
第八十五條は、道路の付属物の新設、
改築に関する規定であります。

第三項は、この法律の規定により道
路管理者の権限を代行する公団は、道
路法中の罰則關係の規定の適用につ
いては、道路管理者とみなす旨の規定
であり、公団の代行する各種の権限につ
いて、道路管理者の行使する権限と同一
の法律効果を持たせようというもので

あります。

最後に附則であります。これは、
この法律の施行期日、旧法の廃止及び
経過規定に關して規定いたしてあり
ます。

○委員(赤木正雄君) 今讀まれま
したことに對して御質疑ございませ
んか。

○田中一君 この二十二條の国の行
事業云々と書いてあるものに対して
は、これは事業費の負担のことをいつ
ているのですか、それとも、何をいつ
ているのですか。

○政府委員(富樫凱一君) これは工事
費の負担金のことでございまして、そ
の基準を政令で定めることにいたして
おるわけでございします。

○田中一君 河川法にも原因者負担と
いうことが、最近、前々国会ですか
で通つて、現在ありますが、また今度提
案される国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律案というのが
今度出ますね。こういうものはやはり
全部地方税をよくなるために、固定資
産税をつけようということになつてい
るのですか。税金の問題だと思つてい
ます。従つて、現内閣の思想として
は、日本国有鉄道であらうと専売公社
であらうと、電電公社であらうと、や
はり負担すべきものは負担するのだと
いう建前に變更していったのじやない
かと私は考へておる。こういうふう
に、理解しなければだめだと、こう思
うのです。公社特例は道路法にあるか
もしれません。しかし、こうしたものは
自分の同じ、何というか、財政規模
の中でありながら、今度の固定資産税
もとのだといふようなことになる
と、こうした意味の扱い方というもの

はくずれてくるのじやないかと思つて
います。そこでどういふ形で、負担金の
決定の徴収方法とかあるいはその額、
こういうものをきめようとするのか。
何か案があるのですか、政令できめよ
うというのか。

○政府委員(富樫凱一君) こことたと
えて申しますと、日本国有鉄道との協
議がございしますが、これは現在の平面
交差を立体交差に直すというやうなと
きの工事費の負担の割合をきめるわけ
でございまして、これは現在建設省と
国有鉄道との間に協定がございしま
す。こういう協定について政令で定め
ることができるようにしたわけでござ
います。

○田中一君 河川法の改正では、は
つきりと原因者負担ということになつ
たはずなんです、改正して。この点、ど
う考へておりますか。かりに鉄道が敷
いてあるにかかわらず、そこに交差す
る日本道路公団が敷設をする場合、当
然これは新道路法によつて立体交差に
しなければならぬわけですね。その
場合に、協議という問題があるのと
思ひます。それは道路法にあるので
すか。

○政府委員(富樫凱一君) この二十二
條の中に法第五十八條というのござ
います。これは原因者負担について
の規定でございします。道路の上を
たとへば鉄道が越そうというやうな場
合、それは鉄道の工事でありまして、
その費用については全部鉄道が負
担しなければならぬ。

○田中一君 道路の上を鉄道が敷く場
合——今度は鉄道があるにかかわら
ず、そこに交差するに道路を敷く場
合に、平面道路は設けられないです

ね。そうでしようね。立体交差にしな
ければならぬでしよう。その費用は鉄
道に負担させるといふのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 道路が新た
に鉄道と交差しようという場合には、
道路が原因者でありますので、全額道
路が負担するわけであります。

○田中一君 逆の場合は。

○政府委員(富樫凱一君) 逆の場合は
鉄道が負担するわけであります。従
来平面交差があつて、それを改良し
て、それをなくするという場合には、
おのおの工事費について協定、協議し
た率で負担するわけであります。

○田中一君 二十八條の一項なんです
が、むろんこれは公団が道路を作ると
きは、最後は土地収用法に規定され
る方法が残されてあるわけですね。そ
れでこれはやはり。やつて、そこに
保有地といふんです。道路敷地が余
つた、余剰は敷地ができたといふこと
は、これはこうなつておるでしよう。公
団が道路の新設又は改築のために取得
した道路を構成する敷地又は支壁その他
の物件は、公団に帰属する。こうなつ
ていますね。こうなつておると、その
道路敷地そのものが全部公団の所有に
帰属するのだといふことも、むろんこ
れは当然でありましようけれども、そ
うでない場合があるのですね。ぎりぎ
りまでとつていないと思つておるの
です。橋から今度はカーブして道が曲る場
合には、やはり余分な保有地、余分な土
地をとつておる場合はありませんか、
そういう場合は……。

○政府委員(富樫凱一君) 原則とし
ましては必要なだけの用地を確保する
のでありますけれども、お話の場合のよ
うなことがこれはあり得るわけでござ

います。その場合には道路法の九十二条によりまして、この九十二条の「不物件の管理又は交換」という規定がございますが、この規定によって処置いたして参るようになります。

○田中一君 そうすると、この道路公団が持つてゐる道路は、すっかり料金で建設省に償還してしまつたという場合、その帰属はどうなるのですか。

○政府委員(富樫一君) 償還を終りました。道路用地は公団の財産であり、また、道路そのものは管理者に返るわけでございますが、道路の管理は管理者がいたしますが、道路用地は、道路の敷地は、公団の財産として残ることになります。

○田中一君 この日本の道路公団というものの新しい一つの人格は、結局永遠に続く所有権というものは設定されるわけですね。ここに先ほど言つたように、これを廃止する場合、廃止する法律を出して廃止する。廃止した場合、これはむろん当然に帰属すべきその権利というものは、国が所有すべきものだと思ふのですが、しかしながら今の段階では、この建設費というものを全部償還してしまつても、なおかつ道路公団はかつての有料道路というものの維持管理並びに所有権を持つということと解釈していいですか。

○政府委員(富樫一君) 敷地を持つておりますだけで、維持管理の権能はないわけでございます。

○田中一君 いや、償還してしまつても、償還してしまつた場合はどうなりますか。建設費というものは。

○政府委員(富樫一君) 償還が終りました。土地は財産として公団にあるわけでございます。

○田中一君 私はこう解釈しておりますがね。少くとも日本道路公団の設立というものは、日本道路公団のために設立するのじゃないのです。これは少くとも国民のために、国民の利便のために作るべきものなんではないか。当然従つて、国がすべきものではないか。議論、無料公開の原則というものは変つていないのです。そうして一切の問題を料金でペイして、もはやこの建設費というものは全部公団の、手段として公団を使つて建設した道路並びにこの費用というものは、償還してしまつたのだというにかかわらず、道路の所有権だけを道路公団が持つておるといふことなんかは、この日本道路公団の設立そのものに對する見解がわれわれ違つてくるのです。私は少くとも日本の道路の整備というものが主眼となつて、手段として日本道路公団というものが生まれしたのである。同時に、かつ道路の整備をやつて、その資金というものを国民大衆から吸ひ上げて、利用者から吸ひ上げて、それでそれを償還する。償還すれば、おのずからそれは国に帰属しなければならぬと私は考へておるのである。今のうちに、償還しようがしまいが、永遠に料金をとつてやつていくんというふうな考へ方は、むろんこの法律じやないと思ひます。思ひます。が、そうとも受け取れるやうなことになるわけですね。私はこれは重大だと思ふのです。日本道路公団が、作り上げた道路の所有権というものを永久に持つておることはあり得ないのです。公共性というものは疑わしくなつてくる。当然これは府県道なら府県にそれを帰属すべきです、終つ

たなら。国道なら国に移すべきです。あなたがさつき、ここに条文にもあるように、金を出して、費用を出してこの土地を買収したのだから、当然公団のものだという規定は、これはあり得ないのです。日本道路公団の設立は手段なんだ。これをもしそういう考へでいくならば、根本的にこの日本道路公団に對する認識を新たにしなければならぬのです。とうていこういうものは認められない。私はこう考へるので、どうなんですか、それは。

○政府委員(富樫一君) これは道路敷地の所有は公団でありますけれども、これは所有権があるというだけであつて、道路そのものは、これは償還したあとは、道路として道路管理者が管理して参るわけでございます。この敷地はやはりこの公団が事業をやつて取得したものでございまして、公団の財産としなければならぬのかと考へております。

○田中一君 私は、こいつは不当なる財産です。日本道路公団はだれのため、何のために公団を作つて事業を行ふかといふことなんです。国民の利用者の負担によつてこれはなされることになる。結論づければ、だから、法律の上にははつきり、すっかり償還を終つたならば、都道府県道とみなすべきものは都道府県に、国道とみなすべきものは国に、市町村道は市町村に当然戻すべきが正しいのだと思ひます。新しい道路敷地所有者といふ一つの持つてゐるものを、持てる団体を作るなんといふことは、ちよつと手段として、われわれが日本道路公団を認めようといふこの際は、納得できないのですが、ことにせられたつても建設大臣は、国家

財政が豊かになるならば建設というものを国が公共事業費として出して、その一日も早く無料公開の原則に立ちかへつて、国民の利便に平等に公平に無料に供したい、こう言つて、最後には、私が教えたならば、ちゃんと答弁したじやないですか。あなた御存じでしようそれは、それにかかわらず、まだここに……。何のために日本道路公団がその道路敷地というものを所有しなければならぬか、了解に苦しみませう。なせ持たなければならぬのですか。だれのために日本道路公団というものが今日設立されようとしておるのですか。

○政府委員(富樫一君) これはまあ、有料道路を償還したあとは使つた敷地は、この管理権者と所有権者が必ずしも一致しなくてもいいわけでございます。たとえば道路法の第三条には道路の敷地の使用等について私権の行使を制限する規定があるわけでありまして、が、しかし所有権の移転、抵当権の設定は容易にされておるわけでございます。まして、この所有権者と管理権者と必ずしも一致しなくてもよろしいわけでありまして、公団といつたしましては、そういう土地を有償で取得したわけでありまして、解散までの間は、それを財産として保有しておく必要があるわけでありまして。

○田中一君 日本道路株式会社と違ふのですよ、これは。これに従事するところの従業員は国家公務員と同じやうな資格も与えようという配慮も払われているのです。全くこの手段として道路の整備をやろうといふこの設立の理由からいへば、なぜ何にもならない道路敷地というものを道路公団が持たなければならぬといふことは、了解に苦しむのです。法律でもって、都道府県道とみなされるものは都道府県に、すっかり償還したあとは、維持も管理も一切の問題を都道府県にまかす、国道の場合には国にまかす、これこそ日本道路公団の設立の第一の公共性じゃないのですか。

まあ、この問題は局長に聞いてもしょうがない、これは次の機会に譲ります。次に進めて下さい。

○委員(赤木正雄君) では、次に、引き続き政府の御意見を……。

○政府委員(富樫一君) 附則第一条は、この法律の施行期日に関する規定でありまして、この法律と日本道路公団法とは相互に関連する法律でありますので、公団成立の日はこの法律を施行することを予定いたしまして、公布の日から三月をこえない期間内において政令で定める日から施行することにしたのであります。

附則第二条は、現行の道路整備特別措置法を廃止する旨の規定であります。

附則第三条から第六条までの規定は、新法の施行及び旧法の廃止に伴う経過規定であります。

附則第三条第一項は、新法が施行された際現に旧法の規定により建設大臣が新設または改築してゐる道路につきまして、その経過規定を設けたものであります。これらの道路につきましては、公団が引き続き新設または改築を行うことにいたしましたのであります。

第二項は、前項の規定により公団が新設し、または改築することとなつた

道路に關しまして、公団は、公団の成立の日から一年以内に工事の完成の予定年月日、収支予算の明細、料金の額及びその徴収期間について建設大臣の許可を受けなければならない旨規定したのであります。

附則第四条は、新法が施行されました際旧法の規定により建設大臣がすでに料金を徴収している道路につきまして、その経過規定を設けたものであります。公団が引き続いてその道路の維持、修繕その他の管理を行うことには、旧法の規定に基き建設大臣が決定し、かつ告示した料金の額及び徴収期間は、公団が新法の規定に基いて建設大臣の許可を受け、かつ、告示した料金の額及び徴収期間とみなすことによりいたしております。

附則第五条は、新法が施行されました際現に旧法の規定により道路管理者が新設または改築を行い、あるいは料金を徴収している道路についての経過規定であります。

第一項は、これらの道路につきまして、旧法第六条の道路管理者の行う有料道路についての経過規定、第八条の貸付条件に関する規定、第九条の貸付金に関する報告及び検査の規定、第十条の有料道路の検査の規定及び第十三条の道路法の適用に関する規定を適用する必要があるもので、旧法の廃止後もこれらの規定は、なおその効力を有するものとしたのであります。

第二項は、新法が施行されました際、現に道路管理者が旧法の規定によつて新設または改築を行い、あるいは料金を徴収している道路につきまして、

ては、その道路管理者と協議いたしまして、新設または改築中の道路にあつては、その新設または改築を、料金徴収中の道路にあつては、その維持、修繕その他の管理を公団が引き継いで行うことができることにいたしましたのであります。

第三項は、道路管理者との協議が成立いたしまして、公団が道路管理者から引き継いで行うことになりました道路の新設または改築は、新法の規定により公団が建設大臣の許可を受けて行う新設または改築とみなし、また道路管理者との協議が成立いたしまして公団が道路管理者から引き継いで行うことになりました道路の維持、修繕その他の管理は、新法の規定によつて公団が行う維持、修繕その他の管理とみなし、道路管理者が同法の規定によつて告示した料金の額及び徴収期間は、公団が新法の規定によつて告示した料金の額及び徴収期間とみなすこととしたのであります。

第四項は、第二項の規定により道路管理者が協議に応じようとする場合におきましては、その協議の内容について地方公共団体の議会の意向を反映せしめる必要があるもので、その議決を必要とするにいたしましたのであります。

第五項は、第二項の規定により道路管理者との協議が成立いたしましたときは、公団は、その協議の内容について建設大臣に報告しなければならないことにした規定であります。

附則第六条は、この法律が施行になります以前に旧法または旧法に基く命令によりまして許可、承認等の処分をし、またこれらの処分等に関する手続を

の他の行為がなされておることが予想されますので、これらの行為は、新法の中に、これに相当する規定がありましかつ場合には、新法の規定によつてしたものとみなすことによつて、その効力を存続せしめる措置を講じたのであります。

以上、本法律案の条文の逐条説明を申し上げた次第であります。

○田中一君 私はこの際政府に要求します。道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基く五カ年計画、この五カ年計画はもはや政府はできておる。この路線の図面を調製願ひまして、その現在三千億円かかるというものをその図面の上にするを願ひ、本委員会に提出していただきたいと思ひます。

○委員長(赤木正雄君) お諮りいたします。大臣に対する両法案の質問が残つていますが、本日は大臣が見えませんが、その点は次の委員会に譲りたいと思ひます。

なお、この両法案に対する質疑は終了したものと認めます。

ただし、ただいま田中委員から要求されました資料を委員会に提出してもらうことに、委員諸君の御意見、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、その資料を提出してもらいます。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほど有料道路の計画として、どのくらい持つておるかと言われまして、約三千億くらいを今考へておると申し上げました。ただ、その三千億の内容を、この路線、この路線、どこどこであるという

ようなところまでまだ具体化しておらないわけでございますので、その点は、五カ年計画につきましては図面に入れることができませんが、三千億円を図面にと申されますと、ただいまの段階ではなかなかむづかしいので、御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 では、今まで完成した有料道路と、それから都道府県でやつておるもの、直轄でやつておるものとの色分けをして、出して下さい。同時にまた、この法案が成立した際には、三十一年度は八十億というものが予定されておるのだから、この予定路線をも記入して、提出願ひたい。

○政府委員(富樫凱一君) 承知いたしました。

○委員長(赤木正雄君) ただいまの田中君の要望は、御提出願ひます。

○委員長(赤木正雄君) 次に、田中委員から政府に対して質問があるようでありますから、それを許すことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、田中君。

○田中一君 私は計画局長がおいでになつておりますから伺ひたいのですが、二月十四日並びに一月二十五日の読売新聞に、東京の第二区整理組合の不正摘発という問題が報道されております。

されるところな、法の欠陥と申しますか、盲点を是正して、少くともこの整理をされるところの市民の利益のために新しい法律案が作られなければならないというのを強く要望をして参つたのであります。そして先年土地区画整理法が制定されました際にも、私の強き要望によつて、旧組合は五カ年間これを延期する、そうして五カ年たてば必然的に旧法に基くところの区画整理組合というものは解消されて新法に移らなければならないというような規定を盛り込んでありますけれども、この際、少くとも行政施行の場合でも種々の問題があつて、現に戦後十カ年たった今日においても、まだまだ完全に戦後の区画整理すら行われないうちに、戦前からあるところの組合といふものはいろいろな悪い要素を含んでおることは当然であつて、これは五カ年の猶予期間があるけれども、少くとも新法の精神によつてこの運営をはかるということは、当時の建設大臣並びに政府は言明しておるのです。

ところが、この新聞を見ますと、新興宗教であるところの立政会が周辺の約一万坪以上の土地を取得して、自分が主となつて和田堀第二土地区画整理組合を作り上げて、そして少数の意思によつて左右したという、不当な施行を行つたという事実です。これは現にその組合長、組合副長であるところの二人が、現在警視庁に逮捕されておる、虚偽公文書行使、背任容疑で逮捕されておるという事実にかんがみまして、政府としては、かかる悪徳をなすところの土地区画整理組合に対しまして、どのような見解を持つておるか。最高の監督権を持つ建設省とし

で、どういふ見解を持っておるのか。またこれに対する調査を今日までなしておるかという点について、第一に伺いたいと思うのです。

○政府委員(町田稔君) 田中先生の御指摘の通りに、和田堀第二十一地区画整理組合におきまして、組合長及び副組合長が、公文書偽造、背任等の容疑をもちまして、逮捕、取調べを受けております事件が起りましたことは、監督官庁といたしまして大へん遺憾に存じておるところでございます。まことに申しわけないと思っております。

この区画整理組合の事件の内容につきましては、その後建設省におきましても、第一次監督官庁であります都庁の職員等を通じて、調査をいたしております。またこの組合に關する正式の書類が全部現在警視庁に押収されておりますので、十分実態がつかめないようがあるのでございますが、現在におきまして、なおその他の写し等によりまして、できるだけの調査をいたしておる次第でございます。

なお今後こういう事態の再び起りませんように、組合施行の土地区画整理事業につきましては、第一次の監督官庁でございます各府県知事を十分奮勵いたしまして、嚴重に注意をいたして参りたいと思っております。先刻も田中先生のおっしゃった通りに、新しい土地区画整理法の精神にのっとりまして、従来の旧組合につきましても指導いたして参りたい、このように存じておるのでございます。

○田中一君 私はこの新興宗教である

ところの立正交成会の何たるかを存じません。従つて、立正交成会の今日敷地になつておるといわれておる区画整理事業の全貌というのに対して、信教の自由の面において、立正交成会を非難するわけじゃない。しかしながら、今日までこの被害者であるところの市民が調べたもの、それからこれを立証すべく収集しておるところの資料に基いて、告発した。それがやはり取り上げられる根拠があつて、現に捜査中であるというところは、これは今日

はつきりしております。そして何ら補償もせずに、承諾もせずに、いわゆる狂信的な信徒の多数によつて区画整理事業が遂行されたという事実、ことに国有地がその中に千五百七十坪も含まれておる。これは払い下げをしたかどうか存じません。しかしながら、今の段階では払い下げがないという見方をわれわれはしております。それから東京都の所有地が六百五十八坪、これも同様であります。同時にまた、組合員の宅地が無条件で接収されておるといふ現状から見ても、これはこのままで看過すべきものではない。むしろ刑事的な責任というものは、この二人の整理組合長並びに組合副長の刑事事件として追及されるべきではないでしょうか、三十坪、五十坪等寡少宅地を持つておる市民がこれをたてに、立正交成会——これは現在は立正交成会用地になつております——あるいは組合の役員を告発したところが、何にもならぬのです。従つて、もしこれが刑事事件となつて処罰されたとしても、実害というものは是正されるものでない。一切の問題が不正なるものとして判決が下つた際には、最高監督官庁で

あるところの建設省は、これを原形復旧、元通り直すという決意があるかどうかを伺いたい。

○政府委員(町田稔君) 今のお尋ねでございますが、現在刑事事件の容疑として取り調べております事件が、判決がありまして有罪になりましたといつたしましても、それに基いて直ちに、必ずしもすべての組合がやつて参りました事業が無効になるというところは、今確定的に予測することはむずかしいと思つております。もし判決の結果、その及びます効力があるいは従来組合のやつておりましたことを全部無効にする結果になりましたといつた場合は、善後措置等につきまして各種の処置を講じなければならぬと思つて、場合によりまして、その際には原形復旧等の問題も起つてくるかと思つております。しかしながら、これは監督官庁である主務大臣がこれを命令して直ちにきめるべきことかどうかの点につきましては、なお研究の余地があるといふように考へるのでございます。

○田中一君 私の調査したところによりますと、この和田堀の第二土地区画整理組合というものが、安井都知事がここへ来て調査した結果、昭和二十二年ごろに除外区域として指定されておるといふことが確認されておるのです。で、昭和二十二年の十一月二十六日に内務、農林、戦災復興院の三次官から共同通達が出されてたかと思つて、そこで九月十日にさらに係員を派遣して、全部これを見た上、農地買収のために禁止するということに決定したのは、当時の組合長の高島三郎君等ははつきりその示達を受けてお

る。そして組合は知事の指示によつてさつそく解散手續をとつて、二十六年の七月に組合財産たる事務所の敷地その他を全部処分して、清算を完了した。そしてその日をもつて組合ははつきりなくなつておる。しかしながら区画整理事業というものは、告示に始つて告示に終るといふのが通例でございます。東京都知事が告示を怠つておつたというために、新しく二十八年になつて、おそろく知事が懲罰したのではないかと思つておる。これは真偽は知りませんが、聞くとところによりますと、安井都知事もこの交成会の信者だそうでございます。そして二十九九月十二日に知事の認可があつたといつて、新しい組合を作つて、この事業を強行しておる。私は現に現地視察に行つて参りました。ほかのところはいざ知らず、この立正交成会という宗教団体の使用しておるところの敷地は、全部完了しております。もうほかにないくらいです。

そうして、こうした内容を持つていながら、都知事がそれを告示しないからといつて、まだ生きておるのだといつて、再びこれを持ち上げたといふことが、はつきり証言あるいは証據によつてわかるわけなんです。現に二十四年十月に、地元におりますところの浅見竹造君というのが建築をしようとして、建築許可の申請をしたわけなんです。そうしますと、当時の建築局長石井桂君が、はつきりこの土地は土地区画整理関係は全然ありませんといふことを指示しておる、公文書によつて、こういう現状から見ても、これは石井桂君が間違つてめくら判を押したといふ言ひ切れぬのです、公文書ですか

ら。それが突如として二十九年六月十四日に、知事の認可があつたところから、小数の人間が集まつて、組合の設立を宣告し、事業を進めていくといふことは、これは何ら形の上において、旧法からくるのですから、違法ではないといふけれども、このときは新しい土地区画整理法はできたはずで、さういふ点から見ても、直ちに都知事の責任ばかりじゃなく、建設大臣にも相当大きな責任があるのではないかと、かように考へるわけがあります。もしも入用なら、私の集めたところの資料並びに口述書などの証言等もお目にかけます。徹底的にこういう問題をわれわれが究明しなせんと、われわれが一生懸命新しい法律を作つた意義がなくなつてくる。

そこで政府に伺いたいのは、現に刑事問題としての容疑を受けておる二人は逮捕されておりますから、これは事業はそのままストップしてあると思つておる。また地元からもおそろく、工事を遂行するための、何といひますか、法律的な措置はとつておるものと思つておる。そこで建設省は、最高なる監督官庁として、新法を制定した責任者として、かかる区画整理組合のあり方というのに対して、一応刑事事件としての黒白がつくまでは、この事業を停止するといふようなお考えはないかどうか。現に耕地整理法第八十三条には「主務大臣又は地方官ニ於テ會議ノ表決又ハ整理施行者ノ行為ヲ設計書、規約又ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ會議ノ表決ヲ取消シ、組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長ヲ解任シ、評議員若ハ組合會議員ノ改選、事

ら。それが突如として二十九年六月十四日に、知事の認可があつたところから、小数の人間が集まつて、組合の設立を宣告し、事業を進めていくといふことは、これは何ら形の上において、旧法からくるのですから、違法ではないといふけれども、このときは新しい土地区画整理法はできたはずで、さういふ点から見ても、直ちに都知事の責任ばかりじゃなく、建設大臣にも相当大きな責任があるのではないかと、かように考へるわけがあります。もしも入用なら、私の集めたところの資料並びに口述書などの証言等もお目にかけます。徹底的にこういう問題をわれわれが究明しなせんと、われわれが一生懸命新しい法律を作つた意義がなくなつてくる。

そこで政府に伺いたいのは、現に刑事問題としての容疑を受けておる二人は逮捕されておりますから、これは事業はそのままストップしてあると思つておる。また地元からもおそろく、工事を遂行するための、何といひますか、法律的な措置はとつておるものと思つておる。そこで建設省は、最高なる監督官庁として、新法を制定した責任者として、かかる区画整理組合のあり方というのに対して、一応刑事事件としての黒白がつくまでは、この事業を停止するといふようなお考えはないかどうか。現に耕地整理法第八十三条には「主務大臣又は地方官ニ於テ會議ノ表決又ハ整理施行者ノ行為ヲ設計書、規約又ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ會議ノ表決ヲ取消シ、組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長ヲ解任シ、評議員若ハ組合會議員ノ改選、事

ら。それが突如として二十九年六月十四日に、知事の認可があつたところから、小数の人間が集まつて、組合の設立を宣告し、事業を進めていくといふことは、これは何ら形の上において、旧法からくるのですから、違法ではないといふけれども、このときは新しい土地区画整理法はできたはずで、さういふ点から見ても、直ちに都知事の責任ばかりじゃなく、建設大臣にも相当大きな責任があるのではないかと、かように考へるわけがあります。もしも入用なら、私の集めたところの資料並びに口述書などの証言等もお目にかけます。徹底的にこういう問題をわれわれが究明しなせんと、われわれが一生懸命新しい法律を作つた意義がなくなつてくる。

業ノ停止若ハ組合組合聯合会ノ解散ヲ
命シ又ハ整理施行ノ認可ヲ取消スコト
ヲ得。この旧法の条文のうちの「事業
ノ停止」という措置をとる決意がある
かどうか。これは冗談じゃございませ
ん。はつきり腹を据えて御答弁願いた
いのです。

○政府委員(町田稔君) こういう組合
に對しまして八十三条の監督に關する
規定を適用する必要があることは、今
田中先生のおっしゃる通りであります
が、実はこの組合に關しましては、現
在裁判所におきまして、組合名称の使
用とそれから組合長、副長、評議員
の職務執行等に關しまして、停止の命
令がすでに出ているわけでございます
。そこで現在もうすでに裁判所のこ
ういう命令が出ておりますから、従つ
て事業が停止されているわけです。そ
れで現在の状況からいたしますととい
うと、法律上もうすでに事業が停止さ
れているわけでございますので、この八
十三条にいう「公益ヲ害スルノ虞アリ
ト認ムル」ことが困難でございますし
て、八十三条の規定は、現在の規定
に基きまして事業の停止を行政上命
じますことは、必要がないというよう
に感ずるのでございます。

○田中一君 裁判所がそういう事業の
執行を停止しているというから、現在
では屋上屋を架する必要はない。しか
しながら、もし裁判所がそのような
決定をしない場合ならば、計画局長は
どういう措置をとつたらうと考えま
すか。

○政府委員(町田稔君) 裁判所におき
ましてこういうすでに処置を命じてお
りますが、そういうことがなかったと
いたしました場合には、もし八十三条

に書いてございませうな、整理施行
者の行為が設計書、規約または法令に
違反しているといふたしますならば、
事業の停止等も命令したことがあり得
たと思うのでございます。

○田中一君 そういう抽象的なことを
言つて、観念的な議論をしていくか
ら、善良なる市民がいつもこういう目
にあつたのです。事業をとめて、調査を
することも可能なんですね。では、今
まで耕地整理法でもつてこの八十三条
を適用した例がございませうか。ないで
しょう、おそろく。

○政府委員(町田稔君) ございませぬ。
○田中一君 だから、こういうような
犠牲者がたくさんでございませぬ。もう一
般に聞きます。検査庁が取り上げてい
るような問題になつたから、初めて
——もしも裁判所がそれを決定しないな
らば、あり得るなんというなまぬる
いことを言つていられるんでしょ。突
際そういう問題が起きた場合には、ま
ず事業停止をして、後に調査をするの
でなければ、完全な調査はできないの
です。悪いことをするやつは、十分に
ちゃんと裏を用意に用意をして、悪い
ことをするので。私はこの際もう一
般に伺いますが、このような事態とい
うものはほかにもあるかもしれませ
ん。こういう点について、今後とも新法
の精神にのっとりまして現在あるとこ
ろの限つておるような区画整理組合に
對して、急速に直ちに実態調査をする
という意思があるかどうか。それも、こ
んな長いことやっていたんじや、たま
りませぬ。東京都に命ずるばかりでな
くて、新法を提案したところの建設大
臣に、自分の方の手を使つても実態調

査をする意思があるかどうか、伺い
たい。

○政府委員(町田稔君) 今後、各旧法
によります組合につきましては、十分
なる調査をいたしたいと思ひます。

○田中一君 東京に現在、旧法による
ところの区画整理組合は幾つあるの
ですか。

○政府委員(町田稔君) 大体東京都内
に約二十組合ございませぬ。

○田中一君 その二十組合は活動して
いますか、してございませぬか。

○政府委員(町田稔君) 十分調査をし
て参つておりませぬので、はなはだば
く然たることを申し上げて恐縮でござ
いませぬが、大体七割程度の組合は現在
活動をいたしておると思ひます。

○田中一君 再びこういうことのない
ように、和堀第二組合の方々の犠牲
の上に立つて、無辜の良民がボスの跳
梁にまかせられて犠牲を受けないう
に、いつまでに、その二十の組合に對
する調査を当委員会まで、調査を完了
して報告してくれませうか。

○政府委員(町田稔君) 突は組合の調
査に、書類等の関係もございまして、
どの程度の日数を要しますか、今直ち
に私想像がちょっとつかないんです
が、誠意をもちまして極力早く調査を
完了いたすように努力いたしたいと思
ひます。

○田中一君 それはお願いいたします。そ
れから和堀第二区画整理組合の実態
について、これから東京都を通じて
で、最高の監督権を發動して実態調査
をする意思がありますかどうか。

○政府委員(町田稔君) 建設省におき
まして直接調査をいたします。

○委員長(赤木正雄君) 本日は、これ
をもって閉会いたします。

午後三時五十分散会

二月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、北海道福島川改修工事施行に關
する請願(第三九八号)

一、北海道陸奥川外三河川砂防工事
施行に關する請願(第三九八号)

一、東海地震等による地盤変動対策
事業促進の請願(第四七八号)

一、山形県赤川の両川橋を永久橋
に架替するの請願(第四八六号)

第三九八号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道福島川改修工事施行に關する請
願者 北海道松前郡福島町長
請願者 深山久三郎外一名

北海道福島川は、昭和二十九年八月三
日河川法第六條、第七條の指定による
准用河川に昇格し、河川改修をみるこ
となつたが、さきに道において実施
調査を了しているのに延長六、三キロ
の左右兩岸の改修工事完成により、農
耕地、水田四十一町歩余、畑地二十二
町歩余の豊かな土地が増反されること
となるから、昭和三十一年度から実施さ
れるよう取り計らわれないとの請願。

第三九八号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道陸奥川外三河川砂防工事施行に
關する請願

請願者 北海道河西郡川西町長
請願者 竹市一巳外五名

昭和三十一年七月、北海道の大水害中十
勝地域の目高山脈を水源とする陸奥
川、札内川、戸部川、美生川の四急
流河川は、沿岸の堤防、農地等に大被
害を与えたが、特に国有林内山地の崩
壊、土砂及び風倒木の流出は今後もな
お続出のおそれがあるから、すみやか
に陸奥川上流部に砂防工事を施行する
とともに、札内川、戸部川、美生川

の砂防工事については、今後も継続施行せられたいとの請願。

第四〇〇号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道石狩川の一部防災工事施行に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村

長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

地方費河川石狩川は、全川にわたり河身の曲折はなほだしく、加えて急流のため増水ごとに河身が異動し、一年を通じてはん濫すること数度に及びその度ごとに耕地の欠損と橋りょうの流失、護岸の欠損流失或いは家屋の浸水等じん大な被害を及ぼし逐年被害を拡大しつつある現状にあるから、これが復旧防災施設費の国費振り当てについて特殊の措置を講ぜられたいとの請願。

第四〇一号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道天の川改修工事施行等に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村

長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道檜山郡上ノ国村を流域とする天の川の改修工事は、昭和十七年から十年間を費やしてようやくしゅん功をみたのであるが、上流及び河口において年々被害が増大し、かつ本流はこう水のたびに河床が上昇して既に既設堤防の欠損を生じ、ここ二、三年を経ると改修完了区間全般に重大な影響を与える虞があり、これらに対する改修工事と砂防施設は喫緊の要事であるばか

りでなく、地方産業の振興に大なる恩恵をもたらすものであるから、本川の改修工事及び砂防施設実施について促進を期せられたいとの請願。

第四〇二号 昭和三十一年二月六日 受理

二級国道松前江差線中天的川橋の長大永久橋架替等に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村

長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

二級国道松前江差線中、最も危険を訴えている上ノ国管内天の川橋は、道南では最大橋であり、かつ長大橋の割合に橋材弱く、春秋の増水はん濫期はもと論ずるまでも非常な危険にさらされている実状であるから、すみやかに永久橋に架替えられたいと共に、本線中滝沢小、中学校前路線の變更と改修工事並びに小砂子、石崎間の開きく工事についても併せて促進せられたいとの請願。

第四〇三号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道知内村小谷石海岸災害復旧工事施行等に関する請願

請願者 北海道上磯郡知内村

長 永田信雄外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道知内村小谷石海岸は、昭和十九年の十五号台風の高波により被害を受けたのであるが、昭和二十九年年度災害復旧工事として採択され、査定も終つてゐるのであるから、これが早期実現を図られると共に、(一)浦元海岸災害復旧工事の施工、(二)知内川治水工事の実現、(三)二級国道の橋りょう

架け替え、(四)亥の子泊から小谷石に至る海岸道路の工事実現、(五)字元町及び浦元間の道路拡張等を併せて施工せられたいとの請願。

第四〇四号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道福島町白神道路開きく等に関する請願

請願者 北海道松前郡福島町

長 深山久三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道福島町白神道路開きく工事は、工事起点吉野部から三キロが完成し二キロを余すのみとなつてゐるが、本道路は二級国道として指定されてゐるほか、水産、林業の振興と住民経済の向上に多大の利便を与える重要なものであるから、すみやかな工事の完成を図られたいとの請願。

第四〇五号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道遠別原野二十四号、二十六号間道路切替等に関する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町

長 茂野三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道遠別原野の道路二十四号から二十六号に至る間は、遠別川左岸の山腹を片切してつけたもので、屈曲、屈曲ともに急な上に山腹からの土石崩落によつて交通上最も危険な箇所であるから、この二十六号地点から対岸の平地への道路切替と永久工法による橋を二箇所架設せられたいとの請願。

第四〇八号 昭和三十一年二月六日 受理

北海道遠別川総合開発に関する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町

長 茂野三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

豊かな水量と広大な集水域を有する遠別川の流水を巧みに利用し、まず上流地点に発電所を建設して遠別町及び天北地帯の農村電化並びに工業電化を図ると共に、放流水を立体的に利用し水系地域の立地的、経済的諸条件を勘案し、電力揚水による新規開田を行い、農業生産の飛躍的増進を図り、農地森林資源の開発を促進し遠別川治水計画を有機的に関連させその防災の完べきを期する等、遠別川総合開発を実現せられたいとの請願。

第四一八号 昭和三十一年二月六日 受理

災害復旧工事費国庫負担金交付促進に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村

長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道上ノ国村における災害復旧工事、(目録川第一号外十三件)に対する国庫負担金が昭和二十五年以降今日なお未交付のままで財政操作上まことに不都合を生じてゐるが、このような際さらなる七月発生の水災害によつてじん大な被害をこうむり、この災害復旧費の国庫負担金の交付についてもはなはだしく時日の遅れることが懸念されるから、資金繰りの窮乏推察の上、仕越分に対する九百九十九万の国庫負担金をこの際すみやかに交付せられたいとの請願。

第四一九号 昭和三十一年二月六日 受理

地方費道厚沢部上磯線改良工事施行等に関する請願

請願者 北海道檜山郡厚沢部村

長 東崎政男

紹介議員 木下 源吾君

北海道開発の実情は南守北進の政策によつて道南の開発が取り残され、特に道路交通条件は全く恵まれていないが、地方産業の発展は一に交通にあると考えられるから、(一)地方費道厚沢部上磯線の改修工事、(二)森町大丁岱間道路開きく、(三)開拓道路の一部改良ならびに敷砂利工事等をすみやかに実施せられたいとの請願。

第四二四号 昭和三十一年二月六日 受理

府県道敷原高山線等の国道編入に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡福島町

五、一六四おんたけ交通株式会社取締役社長

小野秀一外十名

紹介議員 木内 四郎君

国立公園上高地の天守の国際的観光地としての価値を十分に活用するために地元長野県の財政はあまりに貧弱であるから、国道十九号線から国立公園上高地に至る間、即ち県道敷原高山線の中長野県西筑摩郡木曾村敷原から南安曇郡奈川村寄合渡に至る十七・六キロ及び県道松本高山線の中南安曇郡奈川村川渡から奈川村合渡に至る十三・二キロ、合計三十・八キロをすみやかに国道に編入せられたいとの請願。

第四三一号 昭和三十一年二月七日

受理
岩手県湯田ダム予定地変更に関する請願

請願者 岩手県和賀郡和賀村和賀仙人鉱山労働組合内 高橋秀雄

紹介議員 小笠原二三男君

岩手県湯田ダムは、和賀仙人鉱山の採くつ事業場内に構築が予定されているが、この一帯はスカルン及び石灰岩の軟弱地質で、しかも地層は深部に達するに従って大きく亀裂を生じ開き抗道は相当強固に支柱を施さなければならぬ現状である。このような悪条件の上に鉱区禁止を最少限度に縮め、採くつ事業場内をろう水を防ぐための防護施設を施したとしてもダムと採くつ事業を両立させることは不可能であり、加うるにダム構築に伴う国道付替、発電トンネル計画を当採くつ場の重要箇所計画していることは、事実上当該山の採くつを不能にするものであるから、ダム構築予定地を変更せられたいとの請願。

第四三八号 昭和三十一年二月七日

受理
建築業法施行令の一部改正に関する請願

請願者 新潟市東堀前通三番地 中林栄之助

紹介議員 西川弥平治君

現在、三十万円を越える工事は登録建築業者でなければ請け負うことができないように建築業法施行令で規定されているが、ここに規定する三十万円なる額は現在では家屋十坪の建築費にも充たぬものであり、未登録者といえども、せめて三十坪程度の普通家屋建築

の請負を可能とすることは実状に即した施策と思うから、建築業法施行令第一条中「工事一件の請負代金の額が三十万円に充たない工事とする」の金額三十万円を百万円と改正せられたいとの請願。

第四七二号 昭和三十一年二月十日

受理
積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する立法措置の請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一国際観光会館内 新潟県東京事務所内 北村一男

紹介議員 西川弥平治君

積雪寒冷がはなはだしき地域における道路の交通確保、凍雪害防止等の対策を講じ、もつてその地域の産業振興及び民生の安定を図る必要があるから、(一)建設大臣は、冬期交通確保を要する道路の路線名及び区間を指定し、官報に公示すること、(二)建設大臣は、(三)冬期道路交通確保計画を昭和三十一年度以降毎五箇年を一期として作成し、閣議に決定を求めるものとする、(四)地方公共団体が「冬期道路交通確保計画」の実施に要する経費に対しては国庫から補助するものとし、その補助率を三分の二とすること、(五)地方公共団体はその負担額のうち、受益者に対し受益の限度においてその一部を課し得るよう措置するものとする、(六)等を内容とする特別措置法を制定せられたいとの請願。

第四七八号 昭和三十一年二月十日

受理
東海地震等による地盤変動対策事業促進の請願

請願者 香川県知事 金子正則 外十一名

紹介議員 海野 三朗君

東海地震並びに南海地震に起因する地盤変動対策事業費補助として、年々相当の国費が支出されているのであるが、総事業費七十六億余円に對し、昭和三十年末におけるしゅん功見込み額は十四億六千余万円であつてわずかに二十一パーセントの進捗率を示しているに過ぎず、現状のまま推移するならば産業経済の発展と国民生活の安定は到底期し得られないから、これが抜本的対策として、(一)昭和三十一年以降三箇年間で完成するよう予算措置を講ずること、(二)前項の目的を達成するため昭和三十一年度事業費は少くとも二十億円を計上すること、(三)地盤変動対策事業として追加要望箇所に對し早急に再調査を実施すること、(四)海岸法を早急に制定すること等の実現を期せられたいとの請願。

第四八六号 昭和三十一年二月十日

受理
山形県赤川の岡田川橋を永久橋に架替するの請願

請願者 山形県東田川郡三川村 長 本間安治外十六名

紹介議員 泉山 三六君

岡田川橋は、庄内文化の二大中心地酒田市並びに鶴岡市の中間赤川に架けられた重要な橋であるが、腐朽によつて重要制限を受け、貨物自動車等は徐行によつて危険をさけている実情にあるから、当地方産業の発展のため本橋を永久橋に架け替えられたいとの請願。

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局